

<議題1>

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029
名古屋市子どもに関する総合計画」の令和8年
度の主な新規・拡充事業について

**「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」
掲載事業の令和8年度の主な新規・拡充事業について**

※「子どもの未来全力応援」に位置付ける事業は「★」を記載

施策2 子どもの健康・いのちの支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
029	—		子ども・若者の自殺危機対応チームの設置	子ども・若者の自殺対策を推進するため、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺防止対策の検討や自殺リスクの高い子ども・若者への危機介入の強化につながる取り組みを実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・若者の自殺危機対応チームの運営 ●危機対応ガイドブック等の作成 	健康福祉局	健康増進課

施策3 安全・安心で快適に過ごせる環境づくり

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
058	—		地下鉄駅のホームと車両の段差・隙間の改善	車いすやベビーカー利用者をはじめ誰もが乗降しやすくなるよう、ホーム先端部のかさ上げ(スロープ化)やくし状ゴムの設置などを行い、ホームと車両の段差・隙間を改善	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●工事 ▶名城・名港線 7駅 ▶桜通線 	交通局	駅務課
060	20	★	地下鉄駅への授乳室の設置	子ども連れで利用しやすい環境をめざし、地下鉄駅構内に授乳室を設置	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●設置 ▶東山公園駅 	交通局	運輸課

施策4 多様な居場所と交流・体験の支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
068	—	★	子ども会活動への支援	異年齢の子どもの交流や多様な体験活動を行う子ども会の活性化をはかるため、ICT活用等による保護者負担の軽減を重点とした「子ども会活動振興策の方向性」に基づき、さまざまな支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●各子ども会に対し補助金を支給 ●子ども会活動の振興に向けて、さまざまな支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶子ども会事例発信及び参加者による魅力発信支援を実施 ▶大学・学生やNPO法人に向けたアンケート調査 ▶企業・NPO法人等が主体となって企画・運営を行う新たな形のモデル事業等を実施 	子ども青少年局	青少年家庭課
069	—	★	児童館における子どもの育成	18歳未満の子どもの対象に、遊びを通して健康増進や、情操を育むため、各種行事、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助、中高生の居場所づくり、留守家庭児童クラブ、移動児童館等を実施。また、子育て世帯向け及び中高生の居場所としての環境整備をはかるなど、利用者ニーズにあわせたりリニューアル改修等を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●各種行事、子育て家庭を対象とした交流事業・相談・援助、移動児童館等を実施 ●「中高生の居場所づくり事業」を拡大したモデル事業4館で実施 	子ども青少年局	青少年家庭課
075	—	★	留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童等の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●実施 国の基準を基本に、必要に応じて市独自の助成を実施 	子ども青少年局	放課後事業推進課
076	—	★	トワイライトルーム	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールを基盤に、より生活に配慮した事業を一体的に実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●実施 54校 通所可能な範囲内に利用できる留守家庭児童育成会のない学区及び利用ニーズの高い学区においてトワイライトスクールから移行 	子ども青少年局	放課後事業推進課
092	—		コミュニティ・スクールの導入	地域に開かれ信頼される学校づくりに向けて、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクールの導入を推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●「なごやコミュニティ・スクール会議」の取組を充実させるために、学校園向けの研修複数回実施。 	教育委員会	教職員課

施策5 子ども中心の学びの支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
100	—		少人数教育の推進	一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導を行うための小学校1・2年生における30人学級及び中学校1年生における35人学級という少人数学級の編制、個々の子どもの習熟度や学習においてのつまずきに対応するための少人数指導を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●少人数学級編制の実施 ▶小・中学校 全校 ●少人数指導の実施 ▶小・中学校 全校 	教育委員会	義務教育課, 教職員課
114	—		教育データ利活用とEBPMの推進	教育データの利活用とEBPMの推進により子どもの学習面や生活面での支援等を行うとともに、教職員の働き方改革を進めるため、ネットワーク再構築と各種システムのクラウド移行を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク再構築 ●全国学力・学習状況調査の活用 ▶報告書の作成と学校への配布 全校 	教育委員会	教育DX推進課、義務教育課
115	17	★	校内の教室以外の居場所づくり	教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●校内の教室以外の居場所づくり ▶小学校 5校 ▶中学校 111校 	教育委員会	新しい学校づくり推進課

施策6 子ども・若者の未来の応援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
令7 追加 272	—	★	子ども・若者への文化体験提供事業	民間企業等の法人が地方自治体へ寄附を行う際の税控除制度を活用し、本市発のスタートアップ企業と連携しながら本市内の次世代を担う子どもたちに対して様々な文化体験機会を無償で提供	拡充	●民間企業から調達した寄附金を財源として、市内の子どもたちに様々な文化体験機会を提供 ▶調達額・体験提供数(延べ) 100,000千円・20,000人	観光文化交 流局	文化芸術推 進課
令8 追加 274	—		子ども・若者へのスポーツ体験提供事業	民間企業等の法人が地方自治体へ寄附を行う際の税控除制度を活用し、本市発のスタートアップ企業と連携しながら本市内の次世代を担う子どもたちに対して様々なスポーツ体験機会を無償で提供	新規	●民間企業から調達した寄附金を財源として、市内の子どもたちに様々なスポーツ体験機会を提供	スポーツ市民 局	スポーツ戦略 課

施策7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
131	—	★	妊婦タクシー利用支援事業	妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減をはかるため、妊婦が緊急時にタクシーを利用する際、タクシー料金の支払いの一部として利用できるタクシー利用券を交付	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦の緊急時の移動にかかる身体的・精神的負担の軽減を図るため、妊婦が緊急時にタクシーを利用する際、タクシー料金の支払いの一部として利用できるタクシー利用券を交付 ●妊娠8か月頃から妊産婦健康診査等で利用できるよう、利用要件を拡充 ●タクシー利用券の金額を10,000円から11,000円に拡充(R8.4～) 	子ども青少年局	子育て支援課
134	14		子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設及び里親で児童の一時的な養育を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設、乳児院及び里親で実施 ●ショートステイ専従職員の配置 1施設 	子ども青少年局	子ども福祉課
令8 追加 273	—	★	不妊治療費助成事業	不妊治療費(保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療)の助成	新規	●不妊治療費の助成	子ども青少年局	子育て支援課

施策8 経済的負担の軽減

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
141	19		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて、その一部を助成	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給世帯等への教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用の助成 <ul style="list-style-type: none"> ▶1人当たりの月額補助限度額を2,700円から2,800円へ変更 ●保育所等に生活管理指導表(食物アレルギー用)を提出するに当たり、医療機関にて文書料を支払った保護者への文書料の助成 	子ども青少年局	幼保企画課
(141)	19		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部を助成	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部を助成 <ul style="list-style-type: none"> ▶月額補助上限を4,800円から5,100円へ変更 	子ども青少年局	幼保企画課
142	19		地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援	幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の児童が、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の子どもが、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付 <ul style="list-style-type: none"> ▶補助額:1人あたり月額上限2万円 	子ども青少年局	保育運営課, 幼保企画課

施策9 地域全体での子育て支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
157	—	★	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	すべてのこどもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、6か月から満3歳未満までの子どもを対象として、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付を実施	拡充	●事業開始(10月～) 令和7年度事業開始の23か所に加え、22か所で追加実施予定	子ども青少年局	幼保企画課
159	11		エリア支援保育所事業	公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、おおむね1～2中学校区を1つのエリアとして市内78エリアを設定し、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	拡充	●公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援 66エリア(令和7年度) →72エリア(令和8年度)	子ども青少年局	保育運営課
162	—		PTA活動活性化への支援	子どもの健やかな成長に向けた取り組みを進めるPTAの活動活性化をはかるため、実態調査を行い、効果的な支援を実施	拡充	●今後のPTA活動に必要な支援を 試行的に実施 ●教員へのPTAに対する理解促進に向けた研修	教育委員会	生涯学習課

施策11 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
159	9		エリア支援保育所事業	公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、おおむね1～2中学校区を1つのエリアとして市内78エリアを設定し、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	拡充	●公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援 66エリア(令和7年度) →72エリア(令和8年度)	子ども青少年局	保育運営課
171	—		保育所等関係手続きの電子申請の推進	保護者が区役所等に来庁しなくても、保育所等にかかる各種手続きの申請ができるよう、電子申請を実施するとともに、保護者にとって必要な情報の提供を実施	拡充	●一時保育申込みの電子申請導入 ●保育業務オンライン申請等事務処理センターの開設・運営	子ども青少年局	幼保企画課
172	—		延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間(11時間)を延長して、保育を行う事業を実施	拡充	●500か所で実施 ▶公立保育所 67か所 ▶民間保育所等 433か所	子ども青少年局	幼保企画課, 保育運営課
174	—		病児・病後児デイケア事業	病気または病気の回復期にあることから、集団保育が困難な子ども(生後6か月から小学生まで)を、保護者の勤務などの都合により家庭で育児ができないときに、一時的に預かる事業を実施	拡充	●22か所で実施 ▶医療機関型:20か所 ▶保育所型:1か所 ▶単独型:1か所 ▶実施施設1か所増(予定)	子ども青少年局	幼保企画課
176	—		産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業	産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、保育所等の利用を円滑にする事業を実施	拡充	●産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、保育所等の利用を円滑にする事業を実施	子ども青少年局	幼保企画課, 保育運営課
178	13		認定こども園特別支援教育・保育事業	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施	拡充	●認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施	子ども青少年局	幼保企画課

施策12 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
190	19		家庭訪問型相談支援事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	拡充	●家庭訪問支援の実施	子ども青少年局	子ども未来企画課

施策13 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
178	11		認定こども園特別支援教育・保育事業	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施	拡充	●認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員加配の費用の補助を実施	子ども青少年局	幼保企画課
197	—		地域療育センター等の充実	発達に支援を必要とする子どもとその保護者が、年齢、発達の状況、家庭の状況等に応じて、地域で適切な発達支援を適切な時期に受けられる支援体制を整えるため、地域療育センターの量と質を拡充するとともに、地域療育センターのサテライトの設置を含めた支援体制を整備	拡充	●地域支援・調整部門の設置・運営(3か所) ●公立センターにおける地域支援・調整機能の強化 ●児童発達支援提供時間前の見守り一時支援の実施	子ども青少年局	子ども福祉課
207	—		名古屋市立大学と連携した発達障害児者への支援	発達障害児者が各ライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を受けられる支援体制を整えるため、名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施	拡充	●名古屋市立大学における寄附講座及びこころの発達診療研究センターの運営 ●連携事業の実施	子ども青少年局 総務局 健康福祉局 教育委員会	子ども福祉課
208	—		こどもホスピスへの支援	小児がんなどの病気や、重症心身障害などにより、生命を脅かされる状況にある子どもとその家族が、安心して楽しい時間を過ごすことができるよう、こどもホスピスの設立に向けた支援を実施	拡充	●協議会の開催 ●普及啓発事業の実施(拡充) ●地域型こどもホスピス支援事業の実施(拡充)	子ども青少年局 健康福祉局	子ども福祉課
210	—		特別支援教育に関する施設整備の推進	障害のある児童生徒の教育環境改善のため、特別支援学校の教室不足の解消に向けた増築等を推進するとともに、国から示された「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」を踏まえ、車いす使用者用トイレの整備、スロープ等による段差解消及び要配慮児童生徒在籍校等へのエレベーターの整備を実施	拡充	●天白特別支援学校の増築 ▶工事 ●天白特別支援学校のリニューアル改修 ▶設計、工事 ●西特別支援学校新校舎の整備 ▶工事 ●要配慮児童生徒在籍校等へエレベーター整備 ▶設計 3校 ▶工事 2校 ●要配慮児童生徒在籍校等へ階段昇降機整備 ▶設計・工事 1校	教育委員会	特別支援教育課, 教育環境整備課, 学校施設課

211	—	特別なサポートが必要な子どもへの指導・支援の充実	特別な支援が必要な子どもに対して障害の種類や程度、発達障害の特性に応じた適切な指導・支援を行うため、環境整備や人的配置の充実とともに、医療的ケアが必要な子どもが安心して学校(園)生活を送ることができるように早期に情報を把握し、関係機関と連携した多職種によるサポートチーム体制での切れ目のない支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学級・通級指導教室における指導・支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶特別支援学級の設置 ▶通級指導教室の設置 105教室 ●通常の学級における指導支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶発達障害対応支援講師の配置 128校 ▶発達障害対応支援員の配置 ●特別支援学校における指導・支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶学校運営・指導法アドバイザーの派遣 65回 ▶職業指導・現場実習の調整 ●医療的ケア等が必要な子どもへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶学校生活介助アシスタントの配置 ▶看護介助員の配置と通学支援 ▶医療的ケア連絡会議の運営 ▶サポートチームへの参画 ▶宿泊行事への介護ヘルパーの派遣 ●個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 <ul style="list-style-type: none"> ▶専門家チームの派遣 	教育委員会	特別支援教育課
令8追加275	—	障害児通所支援事業所等における人材確保の強化	人材不足に直面する障害児通所支援事業所等において、人材確保 及び人材定着に資する事業を実施することにより、障害児支援サービスの安定的な提供体制を確保するとともに支援の質の向上を図る。	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉人材育成支援助成事業 ●外国人介護人材等導入支援事業 ●普及啓発事業 	子ども青少年局	子ども福祉課
令8追加276	—	強度行動障害児への包括的な支援	強度行動障害の状態にある子とその家族が地域で安心して生活できるよう、幼少期からの予防的観点からの支援体制を構築する。	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●中核的人材の育成 ●事業所等における受入に必要な環境整備に係る補助 ●強度行動障害支援者養成研修 	子ども青少年局	子ども福祉課

施策14 虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
134	7		子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設及び里親で児童の一時的な養育を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設、乳児院及び里親で実施 ●ショートステイ専従職員の配置 1施設 	子ども青少年局	子ども福祉課
222	—		区役所・支所における子どもや家庭への支援	児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所(社会福祉事務所)において、教育・保健・福祉の連携を強化するなど、こども家庭センターとしての支援体制を整備し、児童相談所と連携・役割分担を行いながら、子どもや家庭への支援及び児童虐待への対応等を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭センターの設置 8→15か所(+7か所) ▶統括支援員の配置 8→15人(+7人) ▶兼務児童福祉司の増員 36→37人(+1人) ▶児童虐待対応支援員の配置 46人 	子ども青少年局	子ども福祉課
令8 追加 277	—		被児童虐待経験者への支援	過去に児童虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった方を主な対象とした相談支援等を実施	新規	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の設置 ●広報・啓発の実施 ●実態把握調査の実施 	子ども青少年局	子ども福祉課

施策15 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
232	—		児童養護施設等の改築	児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上をはかり、支援機能の強化をはかるため、老朽化した児童自立支援施設「玉野川学園」の改築を実施するとともに、民間児童養護施設の改築を伴う機能強化に対する補助を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した児童自立支援施設「玉野川学園」の改築工事(2年目)を実施するとともに、民間児童養護施設の改築を伴う機能強化に対する補助先の検討を実施 ●愛松学園の改築(2年目) 	子ども青少年局	子ども福祉課

施策16 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
240	19		母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付	拡充	●母子父子寡婦福祉資金の貸付	子ども青少年局	子ども未来企画課
255	19		ひとり親家庭等生活支援事業	疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭、寡婦世帯または寡夫世帯にヘルパーを派遣し、家事や介護を行う生活援助や、名古屋市が指定する保育施設において一時的に児童を預かる子育て支援を実施	拡充	●生活援助の実施事業者数の拡充	子ども青少年局	子ども未来企画課

施策17 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
115	5	★	校内の教室以外の居場所づくり	教室に入れない子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを推進	拡充	●校内の教室以外の居場所づくり ▶小学校 5校 ▶中学校 111校	教育委員会	新しい学校づくり推進課

施策19 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

事業番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
141	8		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて、その一部を助成	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給世帯等への教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用の助成 <ul style="list-style-type: none"> ▶1人当たりの月額補助限度額を2,700円から2,800円へ変更 ●保育所等に生活管理指導表(食物アレルギー用)を提出するに当たり、医療機関にて文書料を支払った保護者への文書料の助成 	子ども青少年局	幼保企画課
(141)	8		実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部を助成	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給世帯等に対して、未移行幼稚園の副食費について、その一部を助成 <ul style="list-style-type: none"> ▶月額補助上限を4,800円から5,100円へ変更 	子ども青少年局	幼保企画課
142	8		地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援	幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の児童が、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の子どもが、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付 <ul style="list-style-type: none"> ▶補助額:1人あたり月額上限2万円 	子ども青少年局	保育運営課、幼保企画課
190	12		家庭訪問型相談支援事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭訪問支援の実施 	子ども青少年局	子ども未来企画課
240	16		母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸付	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金の貸付 	子ども青少年局	子ども未来企画課
255	16		ひとり親家庭等生活支援事業	疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭、寡婦世帯または寡夫世帯にヘルパーを派遣し、家事や介護を行う生活援助や、名古屋市が指定する保育施設において一時的に児童を預かる子育て支援を実施	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●生活援助の実施事業者数の拡充 	子ども青少年局	子ども未来企画課

施策20 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

事業 番号	(複) 施策	※	事業名	事業概要	令和8年度		所管局	所管課
					方向性	事業内容		
060	3	★	地下鉄駅への授乳室の設置	子ども連れで利用しやすい環境をめざし、地下鉄駅構内に授乳室を設置	拡充	●設置 ▶東山公園駅	交通局	運輸課
271	—	★	子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成	こどもファスト・トラックなどの子どもや子育て家庭、妊婦に配慮した取り組みや、本市の子ども・若者・子育て家庭の支援策の分かりやすく親しみやすい情報発信などを通じて、子どもや子育て家庭にやさしい社会機運の醸成をはかるとともに、子どもや若者が出会いや結婚・子育ての希望をかなえられるまちのイメージを持てるよう、さまざまな取り組みを実施	拡充	●公共施設、民間施設などさまざまな場でのこどもファスト・トラックの実施 ●シティプロモーションの推進 ●子連れ世帯等が外出・移動しやすい取組として妊婦・ベビーカー優先エレベーターラッピング及び周知イベント等を実施	子ども青少年局 はじめ関係局	企画経理課

<議題2>

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029
名古屋市子どもに関する総合計画」の進捗管理
について

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画」の進捗管理について

○「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029」の実施状況等については、なごや子どもの権利条例第 21 条により、本協議会の意見を聴くこととされています。

○活発に意見を出していただくため、10 月に開催予定の第 2 回協議会では、事前に委員の皆様へ資料をお送りし、意見を集約します。いただいた意見をもとに、全体会の後に委員の皆様へグループに分かれて意見交換していただく予定です。

○「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029」の 20 の施策体系を基準に、以下の 3 つの区分で整理しグループを構成します。

グループ①：所属委員数 10 名、対象事業数 136

「乳幼児期の子ども・親への支援」

【意見交換の対象とする事業の考え方】

グループ①では、施策 2「子どもの健康・いのちの支援」や施策 7「安心して子どもを生み、親として成長することへの支援」、施策 11「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」などの、妊娠前から出産に至るまでの支援事業や、保育所、幼稚園などの就学前児童までを対象とする事業を意見交換の対象事業とします。

グループ②：所属委員数 11 名、対象事業数 113

「(主に) 学齢期以降の子どもへの支援」

【意見交換の対象とする事業の考え方】

グループ②では、施策 1「子どもの権利を守り生かすことへの支援」や施策 4「多様な居場所と交流・体験の支援」、施策 5「子ども中心の学びの支援」など、学齢期の子どもたちを対象とする事業と、若者に対する事業のうち、グループ③に属さない事業を意見交換の対象事業とします。

グループ③：所属委員数 12 名、対象事業数 148

「困難を抱える子ども・若者・家庭への支援」

【意見交換の対象とする事業の考え方】

グループ③では、施策 12「社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援」や施策 13「障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援」や、施策 19「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進」など、障害や貧困などに関わる事業を意見交換の対象事業とします。

なごや子ども・子育て支援協議会 第2回（10月開催予定）におけるグループ構成（案）

※令和8年6月1日時点の委員氏名で作成しています。

グループ	施策番号	施策名	事業数	主な事業	主な担当課	所属委員案
① 乳幼児期の子 ども・親への支援	施策2	子どもの健康・いのちの支援	23	136 乳幼児健診、子ども医療費、小慢、保健相談 バリアフリー化の推進、交通インフラの整備 妊婦検診、妊娠SOS、産後ケア 保育所等利用者負担、児童手当、就学援助 応援拠点、子センター、びよか、一時預かり 企業認定、ワークライフバランス 待機児童対策 子ども子育て家庭にやさしい社会機運醸成	◆保育部長 ・幼保企画課 ・保育運営課 ・子育て支援課	上田 敏文 委員 名古屋市立大学大学院人間文化研究科
	施策3	安全・安心で快適に過ごせる環境づくり	28			河村 暁 委員 公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
	施策7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	22			久世 康浩 委員 愛知県経営者協会
	施策8	経済的負担の軽減	9			瀧川 紀子 委員 連合愛知名古屋地域協議会
	施策9	地域全体での子育て支援	14			立松 康 委員 一般社団法人名古屋市医師会
	施策10	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	5			橋口 愛 委員 公募委員
	施策11	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	23			藤岡 省吾 委員 公益社団法人名古屋私立保育連盟
	施策20	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり	12			水越 昭雄 委員 愛知県中小企業団体中央会
② (主に)学齢期 以降の子ども への支援	施策1	子どもの権利を守り生かすことへの支援	12	113 権利条例の推進、子どもの社会参画 乳幼児健診、子ども医療費、小慢、保健相談 子ども会、児童館、トワイルーム・スクール 男女平等講座、消費者教育、少人数教育、学校用ICTの充実 体験活動推進、結婚支援、キャリア教育推進 ひきこもり、子若C、若者就労支援 教育相談事業、なごや子ども応援委員会	◆子ども未来企画部長 ・企画経理課 ・子ども未来企画課 ・青少年家庭課 ・放課後事業推進課	浅野 香代子 委員 名古屋子ども会連合会
	施策2	子どもの健康・いのちの支援	23			伊東 慶 委員 名古屋市立小中学校PTA協議会
	施策4	多様な居場所と交流・体験の支援	33			落合 邦和 委員 愛知県警察本部生活安全部少年課
	施策5	子ども中心の学びの支援	21			河野 莊子 委員 名古屋大学大学院教育発達科学研究科
	施策6	子ども・若者の未来の応援	6			末盛 慶 委員 日本福祉大学社会福祉学部
	施策12	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	11			鈴木 敏 委員 公益社団法人愛知県防犯協会連合会
	施策17	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	7			日下 照方 委員 愛知県私学協会名古屋支部
③ 困難を抱える子 ども・若者・家庭 への支援	施策12	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	11	148 ひきこもり、子若C、若者就労支援 地域療育、障害児通所、障害児保育 児童を虐待から守る条例の推進、児童相談所体制の強化、DV被害者支援 里親、児童養護施設 ひとり親家庭等の自立に向けた相談、養育費相談の実施、学習支援 教育相談事業、なごや子ども応援委員会 外国人の子どもに関する相談、子ども日本語教室、日本語指導が必要な児童生徒への支援 <1>教育の支援 <2>生活の安定に資するための支援 <3>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 <4>経済的支援	◆子育て支援部長 ・子ども福祉課 ・子ども未来企画課 ・青少年家庭課	岩城 正光 委員 特定非営利活動法人CAPNA
	施策13	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	19			大澤 祐斗 委員 一般社団法人愛知PFS協会
	施策14	虐待を受けている子どもなど配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	23			小笠原 孝三 委員 名古屋人権擁護委員協議会
	施策15	社会的養育が必要な子どもへの支援	6			門間 晶子 委員 名古屋市立大学大学院看護学研究科
	施策16	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	24			北根 あづさ 委員 名古屋市社会的養育施設協議会
	施策17	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	7			佐藤 誠司 委員 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
	施策18	外国につながる子どもとその家庭への支援	11			杉山 萌依 委員 青少年交流プラザ企画委員会
	施策19-1	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	18			園田 理 委員 名古屋市教育委員会
	施策19-2	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	20			谷口 由希子 委員 名古屋市立大学大学院人間文化研究科
	施策19-3	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	4			藤井 一夫 委員 名古屋市保護区保護司会連絡協議会
	施策19-4	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	5			山谷 奈津子 委員 愛知県弁護士会

<報告1>

令和8年度子ども・若者支援部会の開催状況に
ついて

子ども・若者支援部会について

子ども・若者育成支援推進法に基づく体制の整備として設置した「子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議として設置

○子ども・若者支援地域協議会の役割

ニート、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の状況に応じた支援を行い、最終的には就労など自立できるようにするための官民の支援機関によるネットワークの整備 [別紙 参考資料]

○部会（代表者会議）の検討事項

ネットワークが機能的なものとなるよう、関係機関が連携して行う子ども・若者支援の課題等について協議し、必要に応じて、実務者での検討事項を提案する。

開催報告(令和8年5月25日開催)

議事

1 令和8年度本市関連施策の説明

- 1-1 子ども・若者への総合支援について（子ども青少年局）
- 1-2 家庭訪問型相談支援事業について（子ども青少年局）
- 1-3 なごや子ども応援委員会について（教育委員会）
- 1-4 仕事・暮らし自立サポートセンターについて（健康福祉局）
- 1-5 重層的支援体制整備事業について（健康福祉局）
- 1-6 子ども・若者を対象とした主な自殺対策について（健康福祉局）

2 子ども・若者総合相談センターの取り組みについて

子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成25年6月に開設。困難を有する子ども・若者への支援の中核的な機関として、あらゆる相談に応じて関係機関の紹介や情報の提供、助言を行う。また、相談員による専門的な支援に加えて、ボランティア（よりそいサポーター）を活用した関係性の支援も大切に、相談者一人ひとりにあったオーダーメイド型の支援ネットワークを構築しながら、自立まで相談者に寄り添った伴走型支援を実施。社会全体で、希死念慮を持ちながら誰にも相談せず抱え込む若者が多くみられる。オープンスペースやLINE相談等、若者が利用しやすい体制を整え早期に相談機関へ繋ぐことが今後も重要である。令和6年度より「虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援」を実施。

相談実績（令和7年度の速報値）

- ◆個別相談実績：相談者実数 945人、延べ相談件数 9,786件、訪問支援（アウトリーチ）2,742件
[相談の主訴] 親子関係、不登校、発達障害等の障害に関する悩み等
- ◆交流スペース（もいもい）実績：利用登録者数 1,972人、延べ利用者数 4,488人
- ◆LINE相談実績：相談登録数 5,640人、延べ相談件数 2,556件
- ◆ボランティアの活用実績：稼働数 945回、登録数 318人

3 子ども・若者支援地域協議会における令和7年度の取り組み結果と令和8年度の取り組み内容

令和7年度の取り組み結果

① パートナー機関との連携のしくみづくりと情報発信

○パートナー機関 登録機関数

登録数 計37 (令和8年3月末現在)

<内訳>

非営利法人 13、任意団体 4、企業・事業者 18、個人 2

○パートナー機関に対する取組

パートナー機関が抱える日々の課題や問題意識を共有し、今後に向けての検討の機会とするため、パートナー機関意見交換会を開催した。

◆令和7年8月27日(水) 10:00～12:00

<参加数> 27名

② 成果指標の精査と活用

○成果指標に基づき、相談者の変化についての評価を実施した。

③ 支援者スキルアップ研修の開催

○子ども・若者支援に関わる支援者を対象に、脳機能の特性を踏まえた発達特性支援に関する研修会を開催した。

◆令和7年9月17日(水) 14:00～16:00

<参加数> 現地参加46名(後日、動画配信視聴47名)

④ 支援機関訪問の実施

○子ども・若者支援に携わる機関・支援者のスキルアップ及びネットワーク形成を目的に、支援機関訪問を行った。

◆令和7年10月29日(水) 12:00～17:30

<参加数> 20名

⑤ 実務者会議の開催

○各事業及び受託団体の現況報告や新たな取り組みの共有のほか、参加者からテーマを募るグループワークを実施。

年10回実施

⑥ 中学3年生の保護者向けリーフレットの作成

○令和8年2月に市内中学校を通じて各世帯に配布

令和8年度の取り組み内容

① パートナー機関との連携・情報共有のしくみづくりと情報発信

○引き続き、パートナー機関の周知・登録促進を行う。

○パートナー機関の交流及び連携・協働を目的とした意見交換会の開催を通して、意見交換、交流を促進する。

② 成果指標の精査と活用

○成果指標に基づき、相談者の変化についての評価を実施する。

③ 支援者スキルアップ研修の開催

○専門テーマに関する学習会を実施する。専門テーマにおける第一人者を講師として招き、勉強会及びケース検討会を実施する。

④ 支援機関訪問の実施

○支援機関の現場を訪問し、現場の雰囲気を感じたり声を聴いたりすることで、より理解を深め、日常的な支援に活かすためのネットワークづくりを行う。

⑤ 実務者会議の開催

○名古屋市内の子ども・若者を支援する機関との連携のための実務的な協議の場として、実務者会議を開催する。

⑥ 中学3年生の保護者向けリーフレットの作成

○平成29年度より市内中学校を通じて各世帯に配布している中学3年生の保護者向けリーフレットの内容の見直しを行う。



子ども・若者支援部会（子ども・若者支援地域協議会代表会議）名簿 ※◎は部会長

参考資料

委員名	所属団体等	委員名	所属団体等
◎平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授	北根 あづさ	名古屋市社会的養育施設協議会 副会長（乳児院ほだか 施設長）
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授	白井 元規	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会代議員
伊藤 幹夫	名古屋市立小中学校長会 調査理事（高蔵小学校校長）	藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会 理事（南保護区保護司会 会長）
久木田 隆宏	名古屋市立高等学校長会 会長（菊里高等学校校長）	落合 邦和	愛知県警察本部生活安全部 少年課少年サポートセンター所長
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部 理事（愛知高等学校校長）	有木 宏輔	名古屋法務局人権擁護部人権擁護専門官
久世 康浩	愛知県経営者協会 会員サービス部 部長	村松 千里	名古屋市民生委員児童委員連盟 理事
水越 昭雄	愛知県中小企業団体中央会 事務局次長兼総務部長	星野 智生	一般社団法人愛知PFS協会 代表理事
川越 孝幸	厚生労働省愛知労働局職業安定部職業安定課長	金武 和弘	なごや若者サポートステーション センター長 （NPO法人ICDS理事）
高見 修	愛知県労働局就業促進課長		

子ども・若者支援地域協議会構成機関等

行政機関	国・県	厚生労働省愛知労働局職業安定課、愛知わかものハローワーク、愛知県労働局就業促進課 愛知県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター、名古屋法務局人権擁護部
	市	経済局産業労働部労働企画課、なごやジョブサポートセンター、健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課、健康福祉局障害福祉部障害者支援課、健康福祉局健康部健康増進課、健康福祉局生活福祉部保護課、ひきこもり地域支援センター、仕事・暮らし自立サポートセンター、子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課、子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課、子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課、中央児童相談所、西部児童相談所、東部児童相談所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、なごや若者サポートステーション、教育委員会新しい学校づくり推進部子ども応援課、教育委員会新しい学校づくり推進部教育相談課、教育委員会教育支援部義務教育課、教育委員会教育支援部高等学校教育課、教育委員会教育支援部特別支援教育課、教育支援センター、各区社会福祉事務所、各区保健センター
関係団体	教育	名古屋市立小中学校長会、名古屋市立高等学校長会、愛知県私学協会名古屋支部
	労働	愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会
	福祉	名古屋市社会的養育施設協議会
	保健・医療	愛知県臨床心理士会
	矯正・更生保護	名古屋市保護区保護司会連絡協議会
	地域	名古屋市民生委員児童委員連盟
民間支援団体		実務者会議を構成する者
学識者 *学識経験を持つ者で名古屋市長が指定する者		名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授 平石 賢二 名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授 谷口 由希子

<報告2>

教育・保育部会の開催状況について

教育・保育部会の開催状況について

1 所掌事務

- 幼保連携型認定こども園の認可等に関する調査審議に関すること
- 支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること
- 保育提供体制の確保のための実施計画等に関すること。
- その他教育・保育に関する施策・事業に関すること

2 部会委員の構成（令和7年度）

（令和8年3月31日時点）

氏名	所属団体等
◎ 上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
園田 理	名古屋市教育委員会
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
橋本 洋治	日本福祉大学 経済学部
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋私立保育連盟
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

◎：部会長

（敬称略・五十音順）

3 開催経過

開催日	内 容
令和 8 年 2 月 20 日 (令和 7 年度 第 3 回)	<p><報告></p> <p>○名古屋市教育・保育施策の実施方針について</p> <p><議題></p> <p>○保育提供体制の確保のための実施計画について</p> <p>○令和 8 年 4 月における利用定員の設定について</p> <p>○令和 8 年 4 月における利用定員の設定について（乳児等通園支援事業）</p>

4 開催期間中の審議事項等

(1) 名古屋市教育・保育施策の実施方針について

教育・保育計画部会及び教育・保育部会での意見を踏まえ、とりまとめた「名古屋市教育・保育施策の実施方針」について最終報告を行った。

(2) 保育提供体制の確保のための実施計画について

一部国庫補助等の財政支援を受けるにあたり、「保育提供体制の確保のための実施計画」の策定が必要となっている。国への実施計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等において承認を得ることが求められているため、当該計画について、意見聴取を行った。

(3) 令和 8 年 4 月における利用定員の設定について

令和 8 年 4 月より法人種別の変更に伴い、新たに利用定員を設定する教育・保育施設について、意見聴取を行った。

(4) 令和 8 年 4 月における利用定員の設定について（乳児等通園支援事業）

改正子ども子育て支援法が令和 8 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、乳児等通園支援事業の新たな利用定員の設定を予定する施設について、意見聴取を行った。

<報告3>

令和8年4月1日現在の保育所等利用状況について

令和8年4月1日現在の保育所等利用状況について

○令和8年4月1日現在、**保育所、認定こども園及び地域型保育事業**（以下「**保育所等**」という。）の利用申込をした児童のうち、利用に至っていない児童数（以下「**未利用児童数**」という。）は、前年比で94人（約8.6%）減少し、1,004人となりました。

○また、国の調査要領に基づく除外児童数を除いた保育所等の待機児童数は、0人（13年連続）となりました。

- ・ 令和8年4月1日現在の保育所等利用状況及び未利用児童数
別紙1及び別紙2のとおり

令和 8 年 4 月 1 日現在の保育所等利用状況

(単位：人)

区 分	令和 8 年 4 月 1 日 (A)	令和 7 年 4 月 1 日 (B)	差 (A)-(B)
就学前児童数	93,267	96,189	▲2,922
保育所等の利用申込児童数 (ア)	50,463	50,812	▲349
保育所等の利用児童数 (イ)	49,459	49,714	▲255
未利用児童数 (※1) (ウ)=(ア)-(イ)	1,004	1,098	▲94
国の調査要領に基づく除外児童数 (エ)	1,004	1,098	▲94
幼稚園一時預かり事業（幼稚園型）・ 預かり保育を利用	3	4	▲1
企業主導型保育事業を利用	10	6	4
特定の保育所等のみの申込 (※2)	991	1,088	▲97
待機児童数 (オ)=(ウ)-(エ)	0	0	0

※1 保育所等の利用申込をした児童のうち、利用に至っていない児童数。

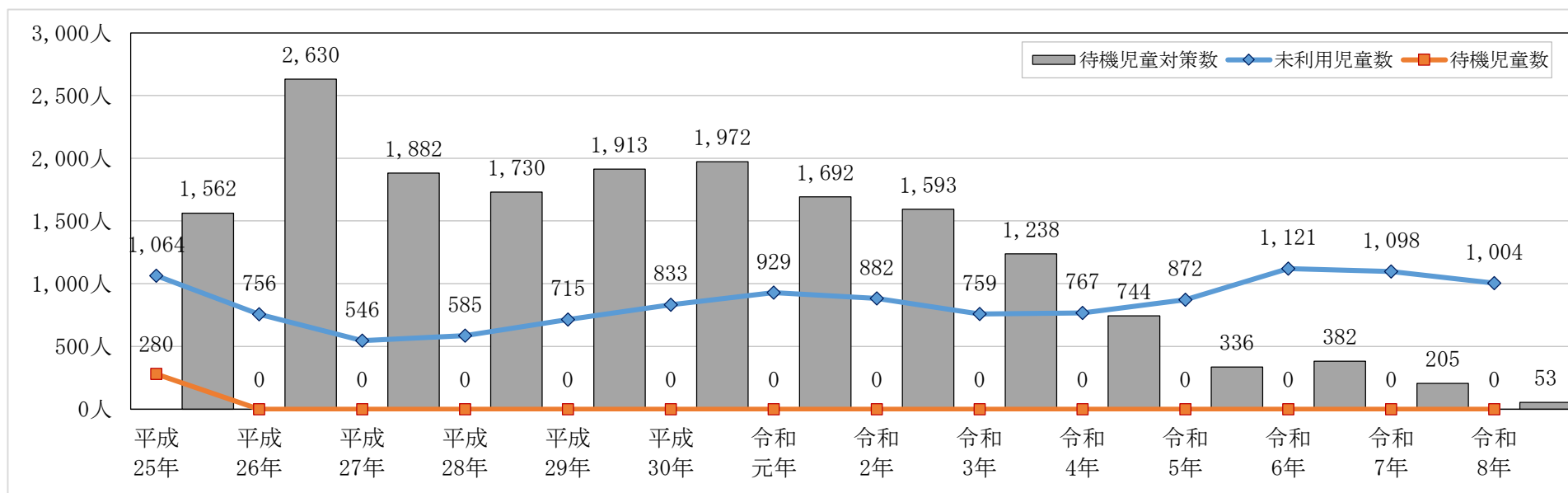
※2 登園するのに無理がない利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等の利用のみを希望されている方。

令和 8 年 4 月 1 日現在の未利用児童数

(単位：人)

区 分	令和 8 年 4 月 1 日							令和 7 年 4 月 1 日 (B)	差 (A)-(B)
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計 (A)		
千種区	18	33	11	3	0	4	69	95	▲26
東 区	6	25	9	2	1	0	43	66	▲23
北 区	17	40	9	11	3	1	81	80	1
西 区	2	26	8	0	0	1	37	83	▲46
中村区	11	57	6	1	1	0	76	64	12
中 区	6	28	7	6	0	0	47	53	▲6
昭和区	6	36	9	5	2	0	58	76	▲18
瑞穂区	11	46	8	5	4	0	74	56	18
熱田区	7	10	1	0	0	0	18	31	▲13
中川区	20	44	7	7	4	2	84	115	▲31
港 区	6	26	6	0	1	0	39	40	▲1
南 区	10	34	2	2	0	0	48	29	19
守山区	12	35	14	6	2	1	70	96	▲26
緑 区	21	76	20	10	2	0	129	118	11
名東区	21	40	7	5	1	0	74	51	23
天白区	9	37	5	4	2	0	57	45	12
計	183	593	129	67	23	9	1,004	1,098	▲94

<参考>未利用児童数等及び利用枠拡大数の推移



区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
未利用児童数(人)	1,064	756	546	585	715	833	929	882	759	767	872	1,121	1,098	1,004
待機児童数(人)	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用枠拡大数(人分)	1,562	2,630	1,882	1,730	1,913	1,972	1,692	1,593	1,238	744	336	382	205	53
整備費(百万円)	1,449	1,968	1,702	1,435	2,474	2,809	2,227	2,747	2,819	2,071	2,030	2,092	1,553	1,415

注1:「未利用児童数」及び「待機児童数」は、4月1日現在の人数を計上。

注2:「利用枠拡大数」については、令和7年度までは実績、令和8年度は予定を計上。

注3:「整備費」については、令和6年度までは決算額、令和7年度及び令和8年度は予算額を計上。

令和8年6月1日 令和8年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会

資料6

<報告4>

名古屋市教育・保育施策の実施方針について

名古屋市教育・保育施策の実施方針の策定について

この度、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化、国の動向を踏まえ、本市における教育・保育施策に関する今後の実施方針を策定しました。

本方針においては、保育所・認定こども園・幼稚園などを中心とした教育・保育施策全般について、基本的な考え方等を取りまとめました。

1 策定日

令和8年3月30日（月）

2 策定経過

教育・保育計画部会から、令和6年6月に教育・保育施策に関する今後のあり方に関する意見書を受領しました。その後、教育・保育部会から、令和7年10月に利用者負担額軽減に関する補足意見を受領しました。

年 月	内 容
令和5年5月～令和6年6月	教育・保育計画部会（意見書を受領）
令和7年8月～令和7年10月	教育・保育部会（補足意見を受領）
令和7年12月	所管事務調査
令和8年1月～2月	パブリックコメント

名古屋市教育・保育施策の実施方針（概要）

1 策定の趣旨

平成20年4月に施行した「なごや子ども条例」を、令和2年4月に「なごや子どもの権利条例」へと改正し、その理念に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、

保育を必要とする子どもに保育の場の提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な教育・保育の提供等に取り組んできた。

近年、就学前の子どもの数は減少し続けている一方、保育の量的なニーズ（保育所等の利用申込者数）は増加を続けていたが、その伸び幅は鈍化傾向から令和7年には横ばいとなっており、施策の重点を教育・保育の「質の向上」にシフトしていくことが求められている。

教育・保育に係る市民のニーズが「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、教育・保育施設に求める各々の役割も重なりつつある中、今後、子どもたちにどのような教育・保育を提供していくのか、「教育」、「福祉」といった従来の枠組みに単純にとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を統合的、横断的に見渡して考えなければならない。

以上のことから、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化、国の動向を踏まえつつ、本市における教育・保育施策に関する実施方針について策定するもの。

2 教育・保育施策の実施方針

(1) **実施方針1** 将来的な保育の量的なニーズ減少への取組

ア 主な現状と課題

- ・就学前の子どもの数は年々減少しており、保育の量的なニーズは増加しているものの、鈍化傾向にある。
- ・利用枠の維持・確保に必要な既存施設の老朽化が進んでいる。
- ・地域によっては、一時的な子どもの増加が見込まれる場合がある。

イ 主な実施方針

・必要な地域への新設整備

保育の量的なニーズはピークを迎えることが見込まれることから、新設整備は慎重に検討する。一方、今後も地域によっては、マンション建設や大規模な宅地開発等による一時的な子どもの増加から新設整備が必要な場合も想定されるため、慎重に地域を精査した上で、通常の民間保育所等の整備ではなく、賃貸方式による民間保育所等の設置とすることを原則とする。

・既存施設の利用枠を維持・確保するための支援等

本市ではこれまで、利用枠の増加を伴う老朽改築を整備補助の対象としてきたが、地域によっては、利用枠の増加を図る必要性が低下しつつあることを踏まえ、補助制度を見直すとともに、施設修繕への支援を行う。

加えて、幼稚園から認定こども園への移行における整備補助については、地域の利用枠が供給過剰とならないように留意しつつ、国の補助金の見通しを踏まえ順次見直す。

・待機児童を発生させないための仕組みづくり

既存施設での一時的な超過受け入れやこれに対応できる職員体制の維持を可能にする等、待機児童が発生することがないように進める。

・利用実態に応じた適正な定員設定

待機児童対策を実施してきた結果、各施設の考える適切な規模での保育が実現しづらいという状況が生じているため、実態に応じた適正な定員設定を促す。

・在園児が卒園するまで民間保育所等の運営継続ができる仕組みの確立

地域型保育事業などの民間保育所等を利用する子どもの減少に伴う急な閉園を避けるために、在園児が卒園するまで運営の継続が可能となるよう、待機児童対策がソフトランディングできる仕組みを検討する。

・広域利用の検討

保育の量的なニーズの伸び幅は鈍化しつつあり、定員充足率が低下傾向にあることを踏まえ、様々な課題について整理した上で、広域利用の実施を検討する。

・利用者負担額の軽減を実施する場合の対応

利用者負担額の軽減を実施する場合、一時的な保育の量的なニーズの増加が見込まれる。そのような場合には、利用枠の確保として、新設整備については慎重に検討し、保育所等での受け入れや幼稚園での預かり等による対応を原則とする。

(2) **実施方針2** 多様化する教育・保育ニーズへの対応

ア 主な現状と課題

- ・社会情勢の変化もあり、教育・保育のニーズも変化している。
- ・働き方、ライフスタイルの多様化も進み、様々な教育・保育ニーズへの対応が求められている。
- ・全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、令和8年度の「こども誰でも通園制度」本格実施に向けた検討が進められている。

イ 主な実施方針

- ・**未就園児の教育・保育ニーズへの対応**
令和8年度の本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」において、国の検討を注視しながら、全ての子どもの育ちを応援できるよう取組を進めるとともに、一時保育事業の利用枠の拡充と利便性の向上について検討する。
- ・**休日保育事業**
働き方の多様化等によりニーズが高まっていることを踏まえ、利用希望者が利用しやすいように制度を見直し、拡充を検討する。
- ・**産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業**
育児休業制度の浸透を踏まえ、より利用しやすく、利用希望者がキャンセル待ちをすることがなく利用できるよう拡充を検討する。
- ・**病児・病後児デイケア事業**
働きながら子育てをする保護者のセーフティネットとして、必要とする人が必要な時に利用できるよう、施設数を拡充するなど、利用しやすい仕組みづくりを検討する。
- ・**教育・保育施設の空きスペースを活用した新たな取組**
将来的に発生が見込まれる空きスペースを活用する場合は、まずは、「こども誰でも通園制度」や地域子ども・子育て支援事業の拡充のための利用等を検討する。

(3) **実施方針3** 利便性向上・保護者ニーズへの対応

ア 主な現状と課題

- 社会全体のデジタル化を背景として、保育所等に係る情報提供の充実や手続きの利便性向上といったニーズを踏まえ、保護者 1 人ひとりにより適した対応が求められている。
- 国において、3歳以上児の保育料が無償化されている一方、3歳未満児については、各自治体が独自に利用者負担額の軽減を実施しており、地域間格差が生じている。

イ 主な実施方針

- **各種申請のDXの推進**
保護者が来庁しなくても保育所等に係る各種申請ができるよう、利用枠の空き状況の確認や申請のオンライン化など利便性の向上を目指す。
- **利用者負担額の軽減**
本市独自事業として、利用者負担額を国基準の6割程度に抑えることや、第三子以降の子の保育料を無料とする多子軽減施策を実施してきたが、国の動向や他都市の実施状況を踏まえ、さらなる利用者負担額の軽減について検討する。

(4) **実施方針4** 配慮を必要とする子どもへの取組

ア 主な現状と課題

- ・特別な配慮を必要とする子ども（障害児、医療的ケア児、外国につながる子どもなど）が年々増加しており、それらの子どもの支援に施設が苦慮している。

イ 主な実施方針

・障害児保育・医療的ケア児保育

公民で実施している障害児の受け入れについて、より多くの施設において広く受け入れを進めるために、人件費補助やその他のサポートの充実を検討する。

また、医療的ケア児については、I型糖尿病など、在園児が急遽、医療的ケアを必要とすることもあることから、看護師を常時又は、柔軟かつ速やかに配置できるような仕組みを検討する。

・外国につながる子どもの保育

子どもや家庭とのコミュニケーションを円滑に進めることができるよう必要な支援を検討する。

(5) **実施方針5** より質の高い教育・保育の提供

ア 主な現状と課題

- ・本市では、教育・保育施設が要領等に基づく教育・保育の実践に取り組んできているところである。
- ・教育・保育の課題が「量から質」への転換期を迎える中、本市の子どもの育ちに係る教育・保育の質を一体的に支えていく必要がある。

イ 主な実施方針

・「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」に基づく教育・保育の実践の一本化

本市が目指すべき教育・保育施設における、子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインを策定し、これを踏まえてよりよい施設づくりのための実践を促していく仕組みについて検討を進める。

(6) **実施方針6** 質の向上に向けた教育・保育体制の整備・充実

ア 主な現状と課題

- ・保育所等は第三者評価の受審が努力義務となっているが受審率が低く、また、質の向上を図るための評価制度と質の確保を図るための指導監査の一体的な運用が図られていない。
- ・教育・保育施設に対する研修は、一部の共催研修を除き、子ども青少年局、教育委員会でそれぞれ実施している。
- ・市立幼稚園は、幼児教育支援室とともに本市の幼児教育のハブとして、教育の質の向上に取り組んでいる一方で、公立保育所は、「エリア支援保育所」として機能強化を図り、関係機関同士のネットワーク構築のコーディネーター役を果たすとともに、地域の実情に応じた保育の質の向上に取り組んでいる。

イ 主な実施方針

- ・**評価制度と指導監査の一体的な運用**
施設の第三者評価受審を促す仕組みや、それぞれの施設で行われている評価制度と本市が行う指導監査の一体的な運用を行うことができる仕組みを検討する。
- ・**研修内容及び実施体制の充実**
教育・保育施設の施設類型を問わない研修情報の一元的な提供を実施する。
研修の企画にあたっては、より実際的な課題やニーズに応じた知識・技能の習得を図るため、指導監査や第三者評価の結果を踏まえたテーマ設定や内容を検討する。
- ・**公立施設の果たすべき役割**
公民が両輪となり、本市全体の教育・保育の質を高めていくとともに、多様な保育・子育てニーズに対応するため、機能の再点検に取り組む。

(7) **実施方針7** 質の向上に向けた職員確保の取組

ア 主な現状と課題

- ・保育の供給量を満たすとともに、教育・保育の「質の向上」につなげるために必要な、教育・保育に関わる人的資源の確保が困難である。

イ 主な実施方針

・**就職支援・魅力発信**

新卒保育士の採用の取組とともに、中高生やその保護者、学校関係者等を対象として、幼稚園や保育所等の職場見学や保育体験など、教育・保育の仕事の魅力を積極的に情報発信する機会を増やすなどといった取組について検討する。

・**職員支援・離職防止**

教育・保育の質を向上するため、継続的に勤めようと思える環境づくりやより良い働き方を実現できる仕組みづくりを引き続き検討する。

・**処遇改善**

国による職員配置基準の引き上げに対応できるよう保育士確保を進めるために、国の動向を踏まえながら、給与の面、離職防止や負担軽減といった働きやすさの面での処遇改善を検討する。

(8) **実施方針8** 幼児期の教育・保育と学校教育との円滑な連携・接続に向けた取組

ア 主な現状と課題

- ・幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続ができるよう、発達や学びの連続性を確保するための取組が求められている。
- ・施設類型を問わず、子どもの育ちをより等しくより公平に検討できる場が求められている。

イ 主な実施方針

- ・**幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な連携・接続の実現**
国が推進しようとしている「幼保小の架け橋プログラム」や本市が策定していく幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインを踏まえて、幼保小それぞれの想いや課題認識を共有し、幼保小接続のための取組を検討し、実行する体制を整備していく。
- ・**教育委員会と市長部局間での教育・保育の所管部署の連携・統一**
令和7年度から、私学助成を受ける私立幼稚園の本市における所管部署が市長部局に統一されたが、施設類型ごとの特徴を十分に踏まえつつ、教育・保育を全体的な視点から一元的な企画立案及び情報発信等を行う。

5 今後の予定

子どもに関する総合計画を実施するにあたっては、本方針に基づいて施策を推進していくものとする。

<報告5>

令和7年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について

令和7年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について

本市の児童相談所では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を家庭その他から受け、子どもの福祉を図り、その権利を守るための援助を行っています。このたび、令和7年度の相談実績がまとまりましたので、お知らせします。

令和7年度児童虐待相談対応における傾向

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,652件で、前年度の3,371件と比べ281件（8.3%）増加し、高止まりの状況が続いています。
- 児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が1,850件で最も多く、全体の50.7%を占めています。
- 虐待の種別は、心理的虐待が2,062件で最も多く、全体の56.5%を占めています。
- 被虐待児の一時保護件数は1,213件で、前年度の1,191件と比べ22件（1.8%）増加し、高止まりの状況が続いています。

令和7年度 名古屋市児童相談所相談実績等の概要

1 相談対応件数

令和6年度と比べると、全体の相談対応件数は9.8%増、虐待相談対応件数は8.3%増とともに増加しました。

(単位：件)

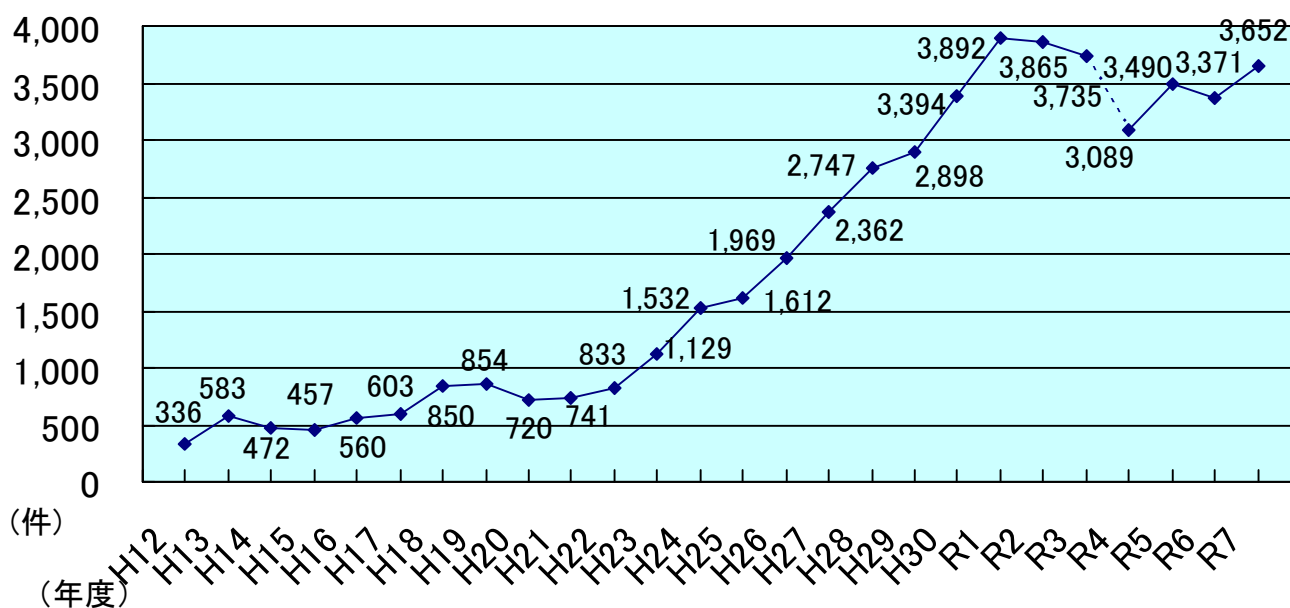
区分	令和6年度	令和7年度	増減
養護相談 [虐待相談再掲]	5,897 [3,371]	6,543 [3,652]	646 (11.0%増) [281(8.3%増)]
障害相談	170	127	▲43 (25.3%減)
非行相談	244	275	31 (12.7%増)
育成相談	510	386	▲124 (24.3%減)
その他	152	326	174 (114.5%増)
計	6,973	7,657	684 (9.8%増)

※ 「その他」は、諸機関からの照会や詳細な内容に至るまでに相談が終了したもの等、各区分に分類できないもの。

2 児童虐待に関する相談対応件数

(1) 児童虐待相談対応件数の推移（児童虐待の防止等に関する法律施行以降）

児童虐待相談対応件数は3,652件で、前年度から281件増となりました。



※ 令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和4年度以降は新規受付相談への対応件数。

(2) 主な相談経路

令和6年度と同様に、警察からの相談が最も多く、全体の約5割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和6年度			令和7年度		
家族	118	(3.5%)	【4】	168	(4.6%)	【4】
親族	45	(1.3%)	【8】	32	(0.9%)	【9】
近隣・知人	431	(12.8%)	【3】	410	(11.2%)	【3】
児童本人	35	(1.0%)	【9】	50	(1.4%)	【8】
福祉事務所	58	(1.7%)	【7】	87	(2.4%)	【7】
児童委員	2	(0.1%)	【11】	8	(0.2%)	【11】
保健センター	25	(0.8%)	【10】	14	(0.4%)	【10】
医療機関	98	(2.9%)	【5】	110	(3.0%)	【6】
児童福祉施設	82	(2.4%)	【6】	135	(3.7%)	【5】
警察	1,774	(52.6%)	【1】	1,850	(50.7%)	【1】
学校等	522	(15.5%)	【2】	520	(14.2%)	【2】
その他	181	(5.4%)	—	268	(7.3%)	—
計	3,371			3,652		

※ 「その他」は、他都市の児童相談所、なごやっ子SOS（電話相談）等。

※ 【 】 囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位。

(3) 主たる虐待者について

令和6年度と同様に、主たる虐待者は実母が最も多く、続いて実父となりました。

(単位：件)

区 分	令和6年度		令和7年度	
実父	1,265	(37.5%)	1,405	(38.5%)
実父以外の父親	152	(4.5%)	155	(4.2%)
実母	1,904	(56.5%)	2,012	(55.1%)
実母以外の母親	8	(0.2%)	17	(0.5%)
その他	42	(1.3%)	63	(1.7%)
計	3,371		3,652	

※ 「その他」は、祖父母、叔父叔母等。

(4) 虐待の種別

令和6年度と同様に、心理的虐待が最も多く、全体の約6割を占めました。

(単位：件)

区 分	令和6年度	令和7年度
心理的虐待	2,029 (60.2%)	2,062 (56.5%)
ネグレクト	460 (13.7%)	564 (15.4%)
身体的虐待	851 (25.2%)	990 (27.1%)
性的虐待	31 (0.9%)	36 (1.0%)
計	3,371	3,652

(5) 被虐待児童の年齢の状況

令和6年度と同様に、未就学児(0歳から学齢前児童)の割合が全体の約4割となりました。

(単位：件)

区 分	令和6年度	令和7年度
0歳から3歳未満	569 (16.9%)	618 (16.9%)
3歳以上学齢前児童	693 (20.5%)	767 (21.0%)
小学生	1,191 (35.3%)	1,290 (35.3%)
中学生	582 (17.3%)	605 (16.6%)
高校生・その他	336 (10.0%)	372 (10.2%)
計	3,371	3,652

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(6) 被虐待児童の年齢別・虐待の種別

全ての年齢区分において、最も多いのは心理的虐待でした。

(単位：件)

区 分	心理的虐待	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	計
0歳から3歳未満	461	96	60	1	618
3歳以上学齢前児童	479	114	171	3	767
小学生	664	225	391	10	1,290
中学生	268	92	230	15	605
高校生・その他	190	37	138	7	372
計	2,062	564	990	36	3,652

※ 「その他」は専門学校生、就労等。

(7) 対応状況について

対応状況の各区分の割合は、令和6年度と概ね同じでした。

(単位：件)

区 分	令和6年度	令和7年度
面接指導等	3,282 (97.4%)	3,546 (97.1%)
児童福祉施設へ入所	68 (2.0%)	86 (2.4%)
里親等委託	21 (0.6%)	20 (0.5%)
計	3,371	3,652

(8) 被虐待児の一時保護実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和6年度から22件増加しました。

区 分	令和6年度	令和7年度
被虐待児の一時保護件数	1,191件	1,213件
延べ日数	39,309日	38,969日
(参考)	一時保護総件数	2,089件
	延べ日数	66,465日

(9) 児童福祉法第28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）の申立て状況

令和7年度の申立件数は22件となりました。

区 分	令和6年度	令和7年度
申立て件数	9件	22件
児 童 数	11人	24人

※ 児童福祉法第28条は、保護者が子どもを虐待するなど、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害すると判断され、施設入所の措置を行おうとしても親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所の措置をとることができるかと定めています。

(10) 児童福祉法第33条（家裁の承認を得て行う一時保護延長）の申立て状況

令和7年度の申立件数は35件となりました。

区 分	令和6年度	令和7年度
申立て件数	9件	35件
児 童 数	9人	35人

※ 児童福祉法第33条は、親権者の意思に反して、2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないと定めています。

(11) 児童福祉法第 33 条の 7（親権喪失等）の申立て状況

令和 7 年度は親権停止にかかる審判を 2 件申立てました。 (単位：件)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
親権喪失	1	1
親権停止	1	2
管理権喪失	0	0

※ 児童福祉法第 33 条の 7 は、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

(12) 出頭要求等の件数

令和 7 年度は出頭要求を 7 件実施しました。 (単位：件)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
出頭要求	6	7
立入調査	0	5
再出頭要求	0	0
臨検・搜索	0	0

※ 児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待の通告への対応に万全を期すため、児童相談所長に対し、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する出頭要求、子どもの居所等への立入調査、裁判所の許可状に基づく臨検・搜索等の制度を設けています。

3 被措置児童等虐待通告受理の状況

令和 7 年度の児童入所施設等における被措置児童等虐待の通告受理は 3 件でした。

(単位：件)

年 度	受理件数	内 訳			
		調査済み			調査中
			虐待該当	非該当	
令和 6 年度	11	11	5	6	0
令和 7 年度	3	3	1	2	0

※ 児童福祉法第 33 条の 10 で規定された被措置児童等虐待のうち、児童が入所する施設及び里親・ファミリーホームに委託された児童にかかる件数を取り上げています。

<報告 6>

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援
並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する
計画について

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定について

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（第4次）の計画期間が令和7年度に満了すること及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）」が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから、国の動向を踏まえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」として策定しました。

本計画は3つの基本方向のもと、10の目標、130の主な事業を設定しました。

基本方向1	男女の人権尊重とDVの未然防止
基本方向2	切れ目のない幅広い相談・支援の充実
基本方向3	総合的な支援体制の強化

1 策定日

令和8年3月30日（月）

2 策定経過

区 分	年 月	内 容
現状・ニーズ把握	令和6年 7月～3月	名古屋市第10回男女平等参画基礎調査及びDV被害者及び困難な問題を抱える女性に関する調査を実施
懇談会での意見 聴取	令和6年7月 ～令和8年 2月	計画策定懇談会にて4回、名古屋市社会福祉審議会にて1回、意見聴取
組織での検討	令和7年6月 ～令和8年 2月	名古屋市男女平等参画推進協議会を3回、名古屋市男女平等参画推進協議会幹事会を4回、DV庁内連絡会議を1回実施
議会からの意見 聴取	令和7年 12月	所管事務調査
市民からの意見 聴取	令和8年 1月～2月	パブリックコメント

名古屋市

配偶者からの

暴力防止及び被害者支援

並びに困難な問題を抱える

女性への支援に関する

基本計画

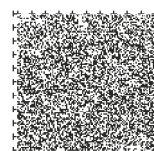
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。

ご本人やパートナーの性別は問いません。
また、離婚後(事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合も含みます。



名古屋市

令和8年度～令和12年度



策定の趣旨

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「配偶者暴力防止等基本計画」という。）（第4次）の計画期間が令和7年度に満了すること及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正及び女性支援新法の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（以下「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」という。）として策定します。

計画の位置づけ

配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画

関連する他の計画

- ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029名古屋市子どもに関する総合計画」
- ・「名古屋市男女平等参画基本計画2030」

計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間



配偶者[※]からの暴力(DV(Domestic Violence : ドメスティック・バイオレンス))とは

配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言い、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。主に家庭内など外部からの発見が困難な環境下で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があります。

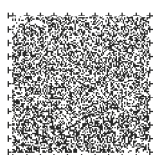
配偶者からの暴力の被害は、ご本人やパートナーの性別や年齢に関わりません。

※配偶者には、事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含みます。性別は問いません。

困難な問題を抱える女性とは

「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」においては、「困難な問題」とは、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で女性が女性であることにより直面しやすい問題をいい、例としては、DV被害、家族親族等からの虐待、性犯罪・性暴力被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮等が挙げられます。

女性支援新法において、「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とされています。





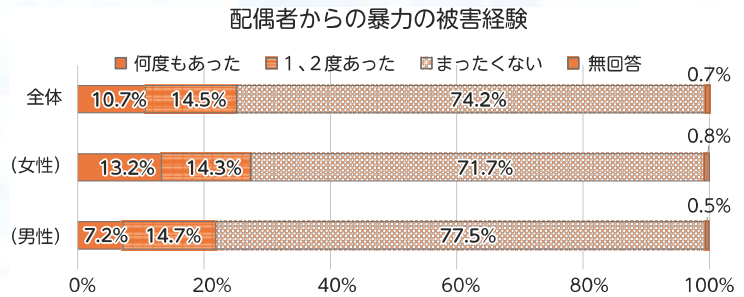
配偶者からの暴力被害者及び 困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の実態

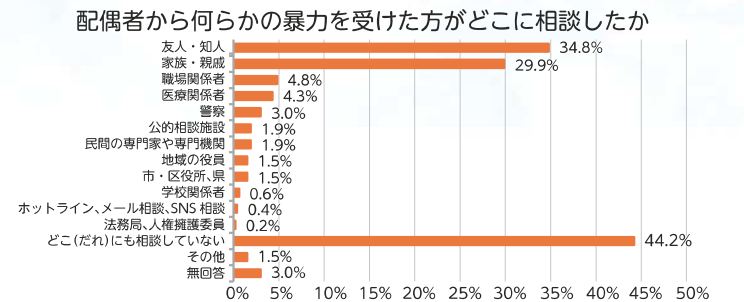
(1) DV被害者の実態

○約4人に1人(25.1%)は配偶者から暴力を受けたことがあります。また、心理的攻撃の被害経験の回答割合がもっとも高く18.0%、次いで身体的暴行13.5%、経済的圧迫7.8%、性的強要6.5%となっています。

○配偶者から何らかの暴力を受けている方のうち、44.2%の人が「どこ(だれ)にも相談していない」となっています。



令和6年3月 男女間における暴力に関する調査(内閣府)

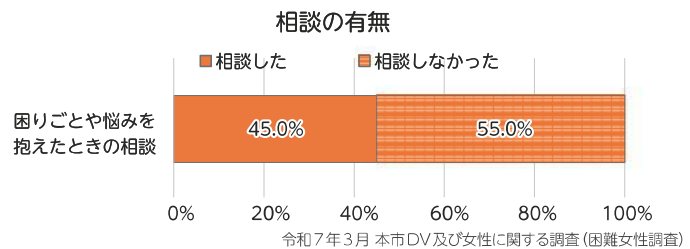


令和6年3月 男女間における暴力に関する調査(内閣府)

(2) 困難な問題を抱える女性の実態

○本市在住の18歳以上で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人のうち、「健康面の不安」51.2%、次いで、「家族に関する悩み」が34.8%、「孤独感」29.6%、「経済的な困窮」29.4%と続いています。

○困りごとや悩みを抱えたときに「相談しなかった」と回答したのは55.0%であり、相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思うから」(51.3%)と最も多く、「どこ(だれ)に相談して良いのかわからなかった」(47.6%)、「自分が我慢すれば良いと思うから」(28.4%)と続いています。

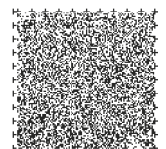


令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査(困難女性調査)



課題

- 早い段階で対象者が相談につながる事が重要なため、相談窓口の広報などの周知について、若年層を始めとするあらゆる年齢層へ情報が届くよう行うことが必要です。
- 被害者の性別やパートナーが異性か同性かに関わらず相談できることの周知やDVに関する社会の意識の向上への取組が必要です。
- DVの理解を深める機会を積極的にとらえ啓発に努めることが必要です。
- 女性が自立して生きていけるような学びの場や啓発がさらに必要です。

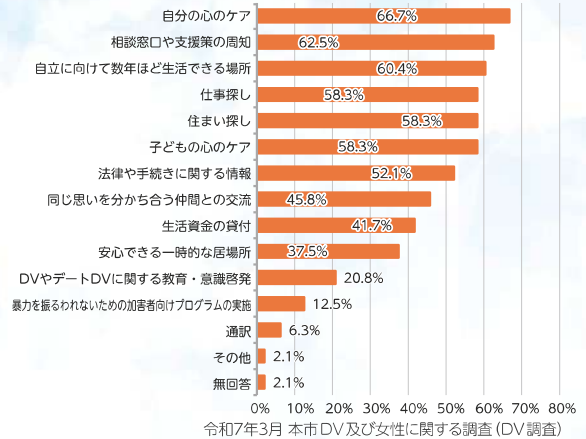


2 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策

(1) DV被害者への支援

- DV被害者が相手方から離れるまでに必要な支援は「安心できる一時的な居場所（85.4%）」、「相談窓口や支援策の周知（83.3%）」となっています。
- DV被害者が相手方から離れて1年以内に必要な支援は「自立に向けて数年ほど生活できる場所（87.5%）」、「安心できる一時的な居場所（85.4%）」となっています。
- DV被害者が相手方から離れて1年以上経った後に必要な支援として最も多かったのは「自分の心のケア（66.7%）」となっています。

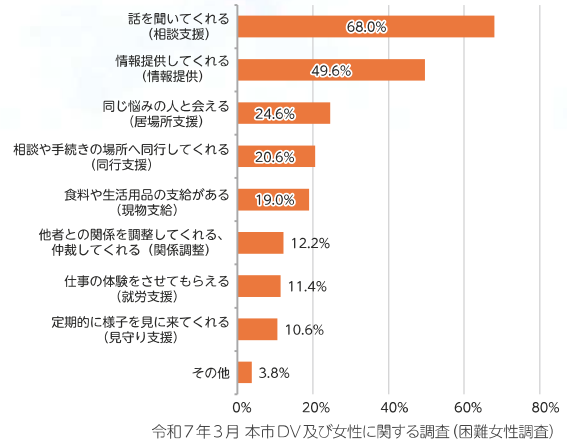
相手から離れて1年以上経った後必要だと思う支援



(2) 困難な問題を抱える女性への支援

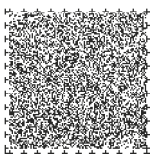
- 困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人が希望する相談・支援の方法は「話を聞いてくれる（相談支援）（68.0%）」、「情報提供してくれる（情報提供）（49.6%）」、「同じ悩みの人と会える（居場所支援）（24.6%）」、「相談や手続きの場所へ同行してくれる（同行支援）（20.6%）」、「食料や生活用品の支給がある（現物支給）（19.0%）」、「他者との関係を調整してくれる、仲裁してくれる（関係調整）（12.2%）」、「仕事の体験をさせてもらえる（就労支援）（11.4%）」、「定期的に様子を会いに来てくれる（見守り支援）（10.6%）」、「その他（3.8%）」となっています。

希望する相談・支援の方法



課題

- DV被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題に直面したときに気持ちに寄り添った相談場所や支援方法が必要です。
- 相談につながりにくい、つながっていない困難な問題を抱える女性の早期発見に向けた取り組みが必要です。
- 様々な困難な問題を抱える女性の相談に対応するために、支援者が適切な支援を行えるよう支える取り組みが必要です。
- こころのケアが必要な方に届く取り組みが必要です。
- DVの相手から離れた後もこころのケアが求められており、中長期的にわたるケアの支援について検討が必要です。
- 自立して生活していくために、安心して就業し、生活していく場所が必要となるため、適切な支援につなげていく必要があります。

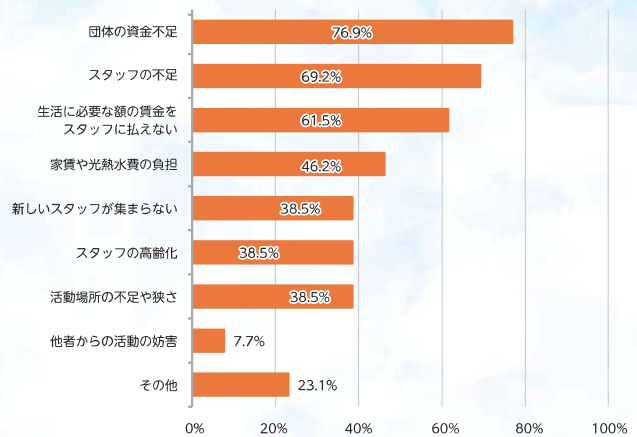


3

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制

- 民間ができること・できないこと、行政ができること・できないことの擦り合わせがより求められています。
- それぞれ関連する他分野との合同研修などの顔が見える関係づくりが求められています。
- 個々の民間団体はノウハウを持っていますが、行政も含めたネットワーク化が必要です。

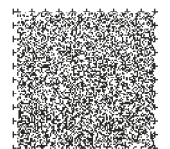
支援団体が活動を継続していく上での課題



令和7年3月本市DV及び女性に関する調査(困難女性調査)

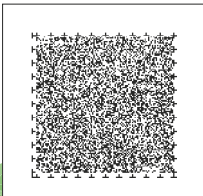
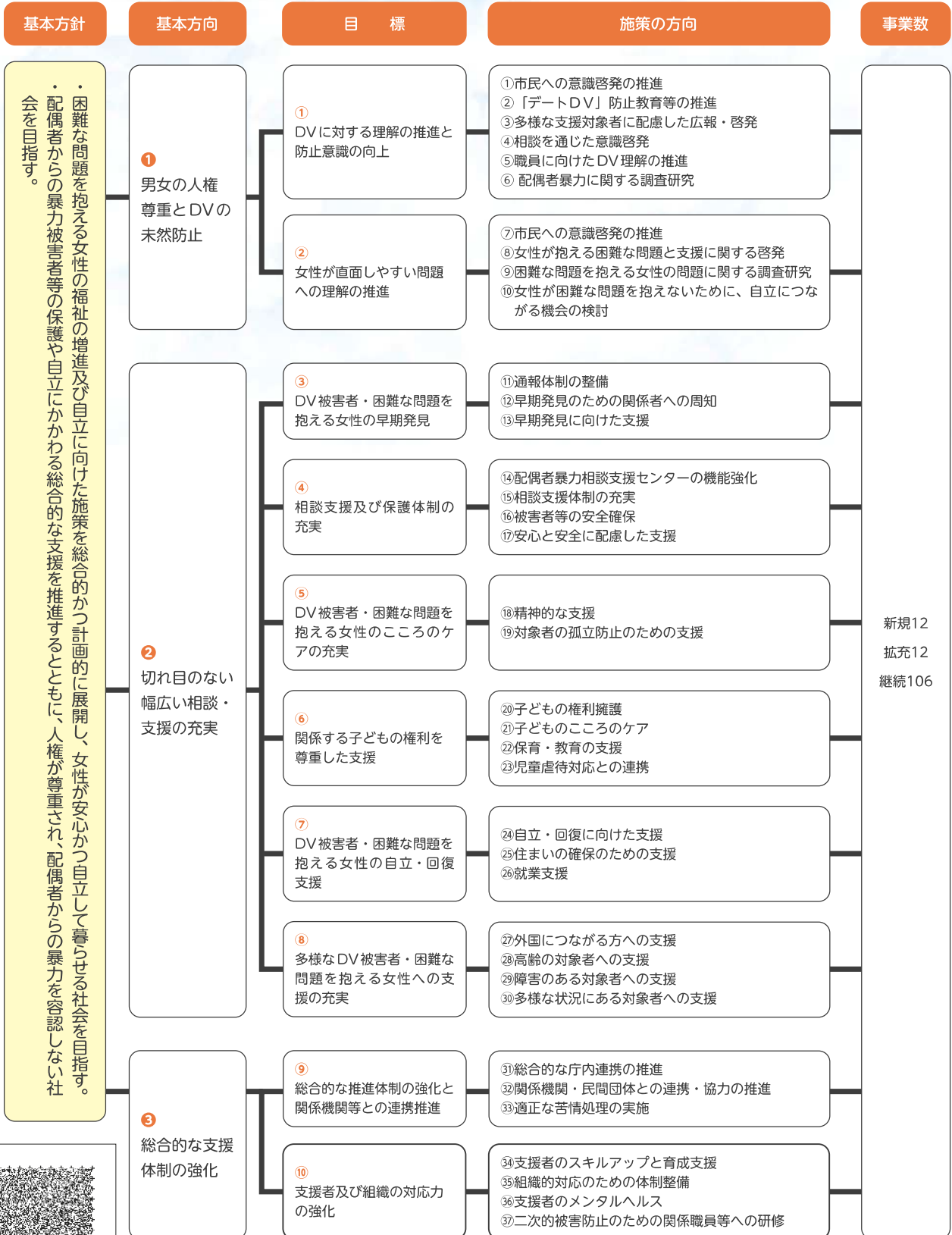
課題

- 民間支援団体が継続的に支援できるスキームが必要です。
- DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援のための組織・対応力の強化につながる取り組みが必要です。
- 直接支援する者だけでなく、DV被害者や同伴児童に関わる可能性がある機関の職員もDVの理解が必要です。





計画の体系





施策を推進する事業

基本方向

1

男女の人権尊重とDVの未然防止

性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるとともに、配偶者からの暴力防止について、市民啓発と関係者への周知を推進し、暴力の未然防止を目指します。

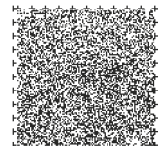
目標1 DVに対する理解の推進と防止意識の向上

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
1	市民への意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 男女の人権を尊重するための啓発事業 DV根絶のための意識啓発事業 家庭における人権教育への支援 ○発達段階に応じた意識啓発
2	「デートDV」防止教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> デートDV※防止等のための意識啓発事業
3	多様な支援対象者に配慮した広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の被害者への配慮 障害のある被害者への配慮
4	相談を通じた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等) 男性のための相談事業 配偶者暴力相談支援センター業務
5	職員に向けたDV理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 職員への研修 教職員への研修
6	配偶者暴力に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究 加害者対応の在り方検討

※デートDV：婚姻関係にない交際相手との間にかかる様々な暴力をいう。

目標2 女性が直面しやすい問題への理解の推進

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
7	市民への意識啓発の推進	○発達段階に応じた意識啓発
8	女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等) ○女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発 思春期保健事業 ●女性の健康相談窓口 性感染症の予防 犯罪被害者等支援事業



施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
9	困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究	・ 調査研究
10	女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等参画推進センターにおける就業支援 ・ 児童自立生活援助事業 ・ 子ども・若者総合相談センター ・ 思春期保健事業 ・ 自殺対策事業 ・ 重層的支援体制整備事業 ・ 犯罪被害者等支援事業

基本方向
2 切れ目のない相談・支援の充実

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安心と安全に配慮した支援のために、早期発見、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、対象者を孤立させない、切れ目のない幅広い相談・支援の充実を目指します。

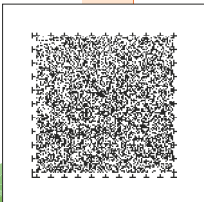
目標3 DV被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
11	通報体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係者との連携 ・ 消防関係者との連携 ○大学や支援関係機関との連携
12	早期発見のための関係者への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係機関や保健・福祉関係者との連携 ・ 人権擁護機関との連携
13	早期発見に向けた支援	●若年女性へのアウトリーチ事業

目標4 相談支援及び保護体制の充実

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
14	配偶者暴力相談支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力相談支援センター業務 ・ DVに関する研修 ○コンサルテーション[※]機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者ホットライン事業 ●深夜帯におけるDV相談事業 ・ 関係機関連携会議の実施

※コンサルテーション:この計画においては、区役所・支所等から支援困難事案や緊急事案等への対応について、相談を受け援助を行うこと。

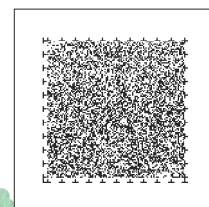


施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
15	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実 ・ SNS ※を活用した相談 ○コンサルテーション機能の充実 ○専門家(弁護士)との連携 ・ なごや妊娠SOS ・ 関係機関会議の実施 ●女性の健康相談窓口 ・ 被害者等の安心・安全に配慮した相談・支援
16	被害者等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所での保護 ・ 緊急宿泊事業 ・ 民間シェルターへの支援 ・ 施設における緊急保護 ・ 多様な状況にある被害者の安全確保
17	安心と安全に配慮した支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者等にかかる情報管理 ・ DV被害者とその関係者の情報保護にかかる支援

※ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス): 友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

目標5 DV被害者・困難な問題を抱える女性のこころのケアの充実

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
18	精神的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性のための総合相談におけるカウンセリング事業 ・ 女性のための総合相談(女性の自立のためのグループプログラム等) ・ 親子支援プログラム事業 ・ DV被害者のためのサポートグループ事業 ○DV被害者とその子どものための心理的ケア ●性暴力被害者等の心理的ケア ・ 精神保健福祉センター等による支援 ・ 犯罪被害者等のための精神医療支援
19	対象者の孤立防止のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り・同行支援事業 ●若年女性へのアウトリーチ事業 ・ 親子支援プログラム事業



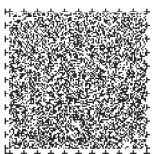
目標6 関係する子どもの権利を尊重した支援

施策の方向	事業(●新規事業 ○拡充事業)
20 子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護機関の運営 ・子どもの権利擁護機関との連携
21 子どものこころのケア	<ul style="list-style-type: none"> ・DVで避難した子どものこころのケア ・児童相談所による子どもへの心理的ケア ・親子支援プログラム事業 <p>○DV被害者とその子どものための心理的ケア</p>
22 保育・教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の利用にかかる配慮 ・ひとり親家庭等への大学受験料等補助 <p>●ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の利用料金負担軽減補助</p> <p>●ひとり親家庭の高校生通学定期補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハートフレンドなごやでの教育相談事業 ・なごや子ども応援委員会の運営 ・スクールカウンセラーの配置 ・就学援助 ・中学生の学習支援事業
23 児童虐待対応との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対応と児童虐待対応の連携 ・児童相談所等における相談支援 <p>○児童相談所の体制強化</p> <p>○区役所・支所における児童虐待等への機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止における関係機関の連携 ・名古屋市児童を虐待から守る条例の推進 <p>●被児童虐待経験者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なごやっ子SOS

DVが子どもに与える影響

暴力の加害者は、パートナーだけでなく子どもにも暴力を振るう、暴力を振るわれた被害者が行き場をなくして子どもに暴力を振るってしまうなど子どもが直接的な被害者になる可能性があります。

子どもに対して直接的な暴力がない場合でも、家庭内において暴力を見聞きすることは心理的虐待にあたります。子どもの健全な成長が妨げられる恐れや将来、その子ども自身が暴力の加害者、被害者にならないよう児童虐待対応とDV対応が連携した取組が重要です。



目標7 DV被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援

施策の方向	事業(●新規事業 ○拡充事業)
24 自立・回復に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等に対する総合的な相談支援 ・児童扶養手当等の支給 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・名古屋市寡夫福祉資金の貸付 ・母子生活支援施設における支援 ●社会的養護自立支援拠点事業 ・子ども・若者総合相談センター ・若者自立支援ステップアップ事業 ・繁華街における子ども・若者の居場所づくり事業 ●こども・若者シェルター開設 ・特定妊婦訪問支援事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・生活困窮者の自立支援 ・生活福祉資金の貸付 ・犯罪被害者等への支援金・見舞金 ・犯罪被害者等への日常生活支援
25 住まいの確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅を活用した支援 ・住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進 ・母子生活支援施設における支援 ●妊産婦等生活援助事業 ●ひとり親家庭転居費用補助金
26 就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画推進センターにおける就業支援 ・ジョイナス.ナゴヤにおける就業支援 ・職業紹介等 ・自立支援給付金事業 ・若者自立支援ジャンプアップ事業 ・若者・企業リンクサポート事業 ・一体的就労支援事業 ・生活困窮者の自立支援 ・なごやジョブサポートセンターにおける就業支援



目標8 多様なDV被害者・困難な問題を抱える女性への支援の充実

施策の方向	事業(●新規事業 ○拡充事業)
27 外国につながる方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業 ・多言語による各種相談等 ・日本語教育相談センターでの相談事業
28 高齢の対象者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事務所、いきいき支援センター等による連携した支援 ・高齢者虐待相談センターにおける相談支援 ・高齢者就業支援センター
29 障害のある対象者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事務所、保健センター等による連携した支援 ・障害者虐待相談センターにおける相談支援 ・障害者基幹相談支援センターにおける相談支援
30 多様な状況にある対象者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)のDV被害者の理解と配慮 ・部落差別への理解と配慮 ・文化センターにおける各種事業 ・犯罪被害者等総合支援窓口



総合的な支援体制の強化

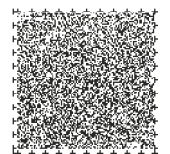
DV防止・女性支援基本計画を推進していくため、DV防止法に基づく関係機関・民間団体等から構成される配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する協議会や女性支援新法に基づく支援調整会議を開催するなど連携を推進します。また、支援者向けの研修の充実など組織的対応力の向上を図るとともに、総合的な支援体制の強化を目指します。

目標9 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
31	総合的な庁内連携の推進	・ 庁内の連携推進
32	関係機関・民間団体との連携・協力の推進	○関係機関・民間団体との連携 ・ 関係機関連携会議の実施 ・ 愛知県女性相談支援センターとの連携 ・ 警察との連携 ○DV被害者支援団体との連携・協力 ・ 他の自治体との広域的連携 ○専門家(弁護士)との連携 ・ 児童虐待防止における関係機関の連携
33	適切な苦情処理の実施	・ 苦情処理の取組み

目標10 支援者及び組織の対応力の強化

施策の方向		事業(●新規事業 ○拡充事業)
34	支援者のスキルアップと育成支援	・ DVに関する研修の充実 ○コンサルテーション機能の充実 ○困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実 ○支援者への研修 ●支援者の育成
35	組織的対応のための体制整備	・ 支援体制
36	支援者のメンタルヘルス	・ 支援者のこころのケア ・ 支援者の安全対策
37	二次的被害防止のための関係職員等への研修	・ 職務関係者研修



「暴力」にあたる行為とは？

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴力だけを指すのではありません。精神的、経済的、性的なものを含みます。

< DV行為の例 >

身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 物を投げつける
- 刃物などを突きつける
- 髪をひっぱる、突き飛ばす、首を絞める
- 熱湯をかける（やけどさせる）

経済的暴力

- 生活費をわたさない
- お金を借りたまま返さない
- パートナーに無理やり物を買わせる

性的暴力

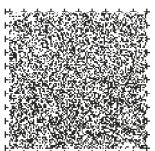
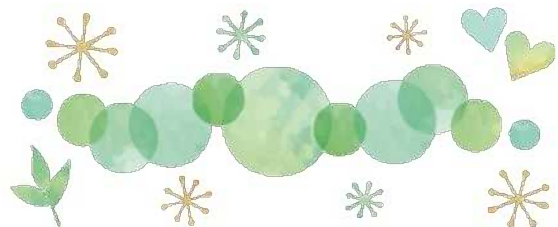
- 無理やり性的な行為を強要する
- 見たくないのに、ポルノビデオや雑誌を見せる
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する

精神的暴力

- 大声でどなる、ののしる、物を壊す
- 何を言っても長時間無視し続ける
- ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして脅す
- 人格を否定するような暴言を吐く
- 暴力行為の責任をパートナーに押しつける
- 子供に危害を加えると言って脅す
- 交友関係や電話・メールを細かく監視する
- 行動や服装などを細かくチェックしたり、指示したりする
- 家族や友人との関係を制限する
- 他の異性との会話を許さない

※例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてが配偶者暴力防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。

※このチェックリストは「パートナーや恋人からの暴力に悩んでいますか。」（政府広報オンライン）の情報を参考に作成したものです。



困難な問題を抱える女性に関する主な相談窓口

名古屋市配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害に関する相談

☎052-351-5388

月～金曜日

10:00～17:00（祝日・年末年始除く）



女性のための総合相談（イーブルなごや相談室）

家族関係、女性に対する暴力等、家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題に関する相談

☎052-321-2760

月・火・金・土・日曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始除く）

水曜日 10:00～13:00 18:00～20:00（祝日・年末年始除く）



愛知県女性相談支援センター

女性悩みごと電話相談

☎052-962-2527

月～金曜日 9:00～21:00 土・日曜日 9:00～16:00

（祝日・年末年始・施設メンテナンス日を除く）

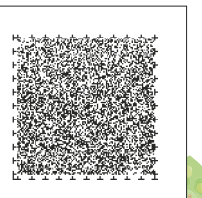


あいち女性の悩み事
相談ナビ

（厚生労働省）困難な問題を抱える女性を支える あなたのミカタ

DV、性暴力、お金、予期せぬ妊娠・・・
女性のすべての困難に寄り添います。

はなそうなやみ
☎#8778



配偶者からの暴力に関する主な相談窓口

名古屋市配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害に関する相談

☎052-351-5388

月～金曜日

10:00～17:00（祝日・年末年始除く）



名古屋市DV被害者ホットライン

配偶者からの暴力被害に関する相談

☎052-232-2201

土・日曜日・祝日

10:00～18:00（年末年始除く）

名古屋市DV被害者SNS相談

配偶者からの暴力被害に関する相談

土曜日 12:00～17:00（年末年始除く）

水曜日 17:00～22:00（年末年始除く）



女性のための総合相談（イーブルなごや相談室）

家族関係、女性に対する暴力等、家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題に関する相談

☎052-321-2760

月・火・金・土・日曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始除く）

水曜日 10:00～13:00 18:00～20:00（祝日・年末年始除く）



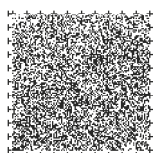
名古屋市男性相談

夫婦や家族との関係、仕事や生き方、暴力などの男性が抱える悩みに関する相談

☎052-321-1628

毎週水曜日 18:00～20:00（祝日・年末年始除く）

第4日曜日 10:00～12:00（祝日・年末年始除く）



名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 概要版

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：052-972-2519 FAX：052-972-4438

Mail：a2519-01@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

<報告7>

施設等における児童対象性暴力等の防止等対策
の方向性について

方向性策定の趣旨

本市で発生した教員等の児童生徒に対する性暴力事件を端緒として、子ども青少年局においても職員を対象とする調査を実施した。その結果、性暴力に該当する事案はなかったが、学校等での再発防止対策の検討が進んでおり、当局でも今後、所管施設等において職員による子どもに対する性暴力を発生させないための対策が必要であることから、こども性暴力防止法の施行を見据え、有識者(児童対象性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム)の意見を伺い、児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性(以下「対策の方向性」という。)をまとめるもの。



プロジェクトチーム構成員(五十音順)

氏名	役職等	専門分野
伊藤 加奈子	ココカラウィメンズクリニック 院長	医療
谷口 純世	愛知淑徳大学福祉貢献学部 教授	子ども家庭福祉
谷口 良美	愛知みずほ短期大学現代幼児教育学科特任教授	保育
所 寿弥	岐阜県弁護士会 弁護士	法務
山脇 望美	人間環境大学心理学部 准教授	犯罪心理

プロジェクトチーム会議開催状況

時期	事項	備考
令和7年12月18日	第1回プロジェクトチーム会議	検討事項整理、意見聴取
令和8年 1月27日	合同会議(教育委員会PTと子ども青少年局PT)	教育委員会と子ども青少年局が連携し、より効果的な取組となるよう大局的な観点から意見聴取
令和8年 2月3日	第2回プロジェクトチーム会議	対策の方向性(案)に対する意見聴取
令和8年 3月24日	第3回プロジェクトチーム会議	対策の方向性(案)に対する意見聴取のとりまとめ

対策の方向性

対策項目	対策の方向性	令和8年度の取組	
子ども、保護者に対する取組	1 教育、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達状況に応じた「生命(いのち)の安全教育」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児が利用する施設では、「生命(いのち)の安全教育」の内容や実施方法を具体的に検討。 その他の施設では、学校における生命(いのち)の安全教育の取組を基本とし、日常生活の中でも、その内容を踏まえた対応を検討。 保護者への周知方法について併せて検討。
	2 早期発見のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 早期発見のため、子どもの日常観察及び定期的な面談・アンケート等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの声を直接受け止めるための手法について、各施設所管課で検討。 関係機関と調整の上、事案が発生した場合の報告、対応ルールをまとめたフローチャートを作成し、各施設に整備。
	3 相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置し、子どもにもわかりやすく周知。 外部相談窓口を周知。
職員に対する取組	4 研修 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに準拠した研修を対象業務に従事する職員に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職向け研修の実施。 現研修体系に性暴力防止に関する研修をどのように組み入れるか各施設所管課で検討。 新規採用職員に対する研修方法について人事担当部署と調整。
	5 服務規律等の整備・周知	<ul style="list-style-type: none"> 禁止行為の範囲を明確化 職員研修や児童、保護者への教育・啓発の取組を通じて周知 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを参考に各施設にて、職員同士で児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲について話し合いの上、明確化。 不適切な行為等を明文化し、職員研修等において周知・徹底。 公用・私用端末等の取り扱いについて周知・徹底。
	6 職員のケア	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対するメンタルヘルスケア等の支援を受ける機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けメンタルヘルス研修を実施。 「心とからだの健康相談」や「すこやかダイヤル24」等の健康相談窓口を周知。 職務状況ヒアリングや本市の「職場風土改革月間」である10月など、機会を捉えて風通しのよい職場づくりを実践。
施設に対する取組	7 環境整備(ハード・ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> 未然防止、早期発見のため、複数の目が行き届くような環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ設置が有効な施設について、設置に向けて具体的に検討。 施設ごとに死角のチェック、排除を行うとともに日常的に点検を実施。
	8 調査・保護・支援	<ul style="list-style-type: none"> 事案発生時に適切に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と調整の上、事案が発生した場合の報告、対応ルールをまとめたフローチャートを作成し、各施設に整備。 職員に対して、児童対象性暴力等が内部公益通報制度の対象となることを周知。 被害児童等の心理的ケアの実施方法について検討。
	9 特定性犯罪前科の確認	<ul style="list-style-type: none"> 特定性犯罪前科の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 国通知に従い、確認のための事前準備の進め、施行後適切に運用。
	10 児童対象性暴力等の防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 児童対象性暴力等の防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> 法、ガイドラインを遵守し、適切に対応。
	11 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認記録等の適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理規程の作成。 法、ガイドラインを遵守し、適切に管理。



施設等における児童対象性暴力等の防止等対策 の方向性について

令和8年4月17日 子ども青少年局

目次

- 1 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性について
 - (1) 趣旨
 - (2) 児童対象性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム構成員
 - (3) プロジェクトチーム会議開催状況

- 2 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性のまとめ方について
 - (1) 内容
 - (2) 対象施設等

- 3 施設等における児童対象性暴力等の防止等対策の方向性(全体像)

- 4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組
 - (1) 子ども・保護者
 - (2) 職員
 - (3) 施設

- 関係法律、指針等

1 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性について

(1)趣旨

本市で発生した教員等の児童生徒に対する性暴力事件を端緒として、子ども青少年局においても職員を対象とする調査を実施した。その結果、性暴力に該当する事案はなかったが、学校等での再発防止対策の検討が進んでおり、当局でも今後、所管施設等において職員による子どもに対する性暴力を発生させないための対策が必要であることから、こども性暴力防止法の施行を見据え、有識者の意見を伺い、児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性（以下「対策の方向性」という。）をまとめるもの。

(2)児童対象性暴力等の防止等に関するプロジェクトチーム構成員(五十音順)

氏名	役職等	専門分野
伊藤 加奈子	ココカラウィメンズクリニック 院長	医療
谷口 純世	愛知淑徳大学福祉貢献学部 教授	子ども家庭福祉
谷口 良美	愛知みずほ短期大学現代幼児教育学科 特任教授	保育
所 寿弥	岐阜県弁護士会 弁護士	法務
山脇 望美	人間環境大学心理学部 准教授	犯罪心理

(3)プロジェクトチーム会議開催状況

時期	事項	備考
令和7年12月18日	第1回プロジェクトチーム会議	検討事項整理、意見聴取
令和8年 1月27日	合同会議 <small>(教育委員会PTと子ども青少年局PT)</small>	教育委員会と子ども青少年局が連携し、より効果的な取組となるよう大局的な観点から意見聴取
令和8年 2月 3日	第2回プロジェクトチーム会議	対策の方向性(案)に対する意見聴取
令和8年 3月24日	第3回プロジェクトチーム会議	対策の方向性(案)に対する意見聴取のとりまとめ

2 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性のまとめ方について

(1)内容①

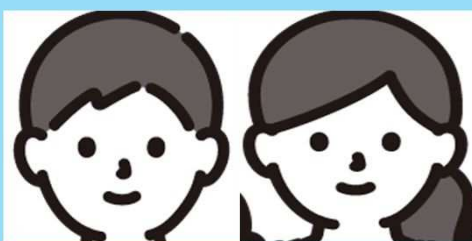
「子ども・保護者」「職員」「施設」ごとに、主に安全確保措置等についての対策の方向性についてとりまとめることとした。

子ども・保護者



- ・教育、啓発
- ・早期発見のための措置
- ・相談体制

職員



- ・研修
- ・服務規律等の整備・周知
- ・職員のケア

施設



- ・環境整備（ハード・ソフト）
- ・調査、保護・支援
- ・特定性犯罪前科の確認
- ・児童対象性暴力等の防止のための措置
- ・特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

2 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性のまとめ方について

(1)内容②

以下の方針のもと方向性をとりまとめることとした。

ア なごや子どもの権利条例に規定する「安全に安心して生きる権利」を保障するため、今後、所管施設等において性暴力を発生させないという決意のもと、対策の方向性をまとめる。

イ 対策の方向性は、こども性暴力防止法（以下「法」という。）と整合を図るものとし、法に規定される設置者の義務として果たさなければならない安全確保対策等についてまとめたものとする。また、令和7年6月に本市が公表した「施設入所児童等へのわいせつな行為に対する再発防止検討会 報告書」とも整合を図ることに留意する。

ウ 対策の方向性の対象施設は、本市直営施設、それに準じた位置づけにある指定管理者運営施設及びトワイライトルーム・スクールとし、他の民間事業者が運営する施設等については、本対策の方向性を参考として提供する。

2 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性のまとめ方について

(2)対象施設等

<本市直営施設>

施設名	施設種別	か所数
ひばり荘	乳児院・児童養護施設	1
くすのき学園	児童心理治療施設	1
玉野川学園	児童自立支援施設	1
あけぼの学園	福祉型障害児入所施設	1
児童相談所 (一時保護所)	児童相談所	3
地域療育センター	児童発達支援センター	2
公立保育所	保育所	81

<その他>

事業名	事業種別	か所数
トワイライトスクール	放課後子供教室	205
トワイライトルーム	放課後児童健全育成事業 と放課後子供教室の校内 交流型	54

<指定管理運営施設>

施設名	施設種別	か所数
五条荘 にじが丘荘	母子生活支援施設	2
児童館 (とだがわこどもランド含む)	児童厚生施設	17
青少年交流プラザ (分館含む)	—	2

※か所数は令和8年4月1日時点

3 施設等における児童対象性暴力等の防止等対策の方向性(全体像)

対策項目

令和8年度の取組

子ども・保護者に対する取組



1 教育、啓発

2 早期発見のための措置

3 相談体制

- ・ 未就学児が利用する施設では、「生命(いのち)の安全教育」の内容や実施方法を具体的に検討。
- ・ その他の施設では、学校における生命(いのち)の安全教育の取組を基本とし、日常生活の中でも、その内容を踏まえた対応を検討。 ・保護者への周知方法について併せて検討。
- ・ 子どもの声を直接受け止めるための手法について、各施設所管課で検討。
- ・ 関係機関と調整の上、事案が発生した場合の報告、対応ルールをまとめたフローチャートを作成し、各施設に整備。
- ・ 相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置し、子どもにもわかりやすく周知。
- ・ 外部相談窓口を周知。



職員に対する取組



4 研修

5 服務規律等の整備・周知

6 職員のケア

- ・ 管理職向け研修の実施。
- ・ 現研修体系に性暴力防止に関する研修をどのように組み入れるか各施設所管課で検討。
- ・ 新規採用職員に対する研修方法について人事担当部署と調整。
- ・ ガイドラインを参考に各施設にて、職員同士で児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲について話し合いの上、明確化。
- ・ 不適切な行為等を明文化し、職員研修等において周知・徹底。
- ・ 公用・私用端末等の取り扱いについて周知・徹底。
- ・ 職員向けメンタルヘルス研修を実施。
- ・ 「心とからだの健康相談」や「すこやかダイヤル24」等の健康相談窓口を周知。
- ・ 職務状況ヒアリングや本市の「職場風土改革月間」である10月など、機会を捉えて風通しのよい職場づくりを実践。



施設に対する取組



7 環境整備(ハード・ソフト)

8 調査・保護・支援

9 特定性犯罪前科の確認

10 児童対象性暴力等の防止のための措置

11 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 防犯カメラ設置が有効な施設について、設置に向けて具体的に検討。
- ・ 施設ごとに死角のチェック、排除を行うとともに日常的に点検を実施。
- ・ 関係機関と調整の上、事案が発生した場合の報告、対応ルールをまとめたフローチャートを作成し、各施設に整備。
- ・ 職員に対して、児童対象性暴力等が内部公益通報制度の対象となることを周知。
- ・ 被害児童等の心理的ケアの実施方法について検討。
- ・ 国通知に従い、確認のための事前準備の進め、施行後適切に運用。
- ・ 法、ガイドラインを遵守し、適切に対応。
- ・ 情報管理規程の作成。
- ・ 法、ガイドラインを遵守し、適切に管理。



4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組

(1)子ども・保護者①



対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
教育、啓発	○子どもの発達状況に応じた「生命(いのち)の安全教育」を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育等の支援の場を通じて、子どもの発達状況に応じた「生命(いのち)の安全教育」を工夫して行う。 ・ 子どもが「自分自身が大切な存在である」ことを認識できるよう、子どもに保障される権利を伝える取り組みを継続的に行う。 ・ 保護者に対して「生命(いのち)の安全教育」の内容等を周知するとともに、保護者の理解がより深まるような機会づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児が利用する施設では、「生命(いのち)の安全教育」の内容や実施方法を具体的に検討。 ・ その他の施設については、学校における「生命(いのち)の安全教育」の取組を基本とし、日常生活の中でも、その内容を踏まえた対応を検討。 ・ 保護者への周知方法について併せて検討。
早期発見のための措置	○早期発見のため、子どもの日常観察及び定期的な面談・アンケート等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの声を直接受け止めることができるよう様々な手法を用いた仕組みを整えるとともに、職員は日常的に子どもの声に意識的に耳を傾け、理解しようとする姿勢をもち、子どもの表情やサインなど様々な変化を見逃すことなく、早期把握に努める。 ・ 事案を把握した場合の報告、対応ルール(対応者、対応事項、対応手順等)をまとめたフローチャートを各施設に整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの声を直接受け止めるための手法について、各施設所管課で検討。 ・ 関係機関と調整の上、フローチャートを作成し、各施設に整備。

4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組



(1)子ども・保護者②

対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
相談体制	○子どもから相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置	<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとに子どもから相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置し、子どもにもわかりやすく周知する。 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを含む外部相談窓口を複数周知し、相談しやすい仕組みを整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談を受ける担当者を選任又は相談窓口を設置し、子どもにもわかりやすく周知。 外部相談窓口の周知。

4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組

(2)職員①



対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
研修	○ガイドラインに準拠した研修を対象業務に従事する職員に実施	<ul style="list-style-type: none"> 研修内容は、座学と演習を組み合わせた研修とし、実践につながるよう職場内での共有を図る。 国が作成した研修動画を活用し、該当する職員等に対し、研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職向け研修の実施。 現研修体系に性暴力防止に関する研修をどのように組み入れるか各施設所管課で検討。 新規採用職員（会計年度任用職員等を含む。）に対する研修方法について人事担当部署と調整。 <p>○R8拡充 職員等研修の充実</p>
サービス規律等の整備・周知	<p>○禁止行為の範囲を明確化</p> <p>○職員研修や児童、保護者への教育・啓発の取組を通じて周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを参考に、児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲を施設ごとに明確にする。 禁止行為をサービス規律等に規定し、職員研修等で周知を行うことで職員の共通認識を図る。 利用する子どもやその保護者に対しても機会を捉え、周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインを参考に各施設にて、職員同士で児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲について話し合いの上、明確化。 ※各施設所管課で施設間の整合を図る。 不適切な行為等を明文化し、職員研修等において周知・徹底。 ※各施設所管課で施設間の整合を図る。 公用・私用端末等の取り扱いについて周知・徹底。

4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組

(2)職員②



対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
職員のケア	○職員に対するメンタルヘルスカケア等の支援を受ける機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対するメンタルヘルスカケア等の支援を受ける機会を提供する。 職員の相談窓口等の周知を行う。 普段からハラスメントに気をつけ、風通しのよい職場を心掛けるとともに、職員が一人で職務上の困難感を抱え込まないよう対処する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員向けメンタルヘルス研修を実施。 「心とからだの健康相談」や「すこやかダイヤル24」等の健康相談窓口を周知。 職務状況ヒアリングや本市の「職場風土改革月間」である10月など、機会を捉えて風通しのよい職場づくりを実践。 <p>○R8拡充 心理療法員の配置 ○R8新規 外部スーパーバイザーの配置 ○R8新規 職員ピアサポートの実施</p>

4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組



(3)施設①

対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
環境整備 (ハード・ソフト)	○未然防止、早期発見のため、複数の目が行き届くような環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラを設置するためのプライバシーへの配慮、子どもの人権尊重について検討し、管理方法等の課題を整理する。 施設ごとにハード、ソフト両面からの死角のチェック、排除を行うとともに日常的に点検を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ設置が有効な施設について、設置に向けて具体的に検討。 施設ごとに死角のチェック、排除を行うとともに日常的に点検を実施。 <p>○R8拡充 夜間職員体制の充実 ○R8拡充 防犯カメラの増設</p>
調査・保護・支援	○事案発生時に適切に対応	<ul style="list-style-type: none"> 児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、事実の有無及び内容について関係機関等との適切な連携の下で調査を行う。 事案を把握した場合の報告、対応ルール(対応者、対応事項、対応手順等)をまとめたフローチャートを各施設に整備する。※重複掲載 被害児童の心理的ケアを含め、事案が発生した施設等への心理的ケアの実施も検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と調整の上、フローチャートを作成し、各施設に整備。※重複掲載 職員に対して、児童対象性暴力等が内部公益通報制度の対象となることを周知。 被害児童等の心理的ケアの実施方法について検討。 <p>○R8拡充 心理療法員の配置</p>
特定性犯罪前科の確認	○特定性犯罪前科の確認	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる職員等については、法令に則り、特定性犯罪事実該当者の確認を適切に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国通知に従い、確認のための事前準備を進め、施行後適切に運用。

4 児童対象性暴力等の防止等に関する対策の方向性及び具体的な取組



(3)施設②

対策項目	対策の方向性	具体的な取組	令和8年度の取組
児童対象性暴力等の防止のための措置	○児童対象性暴力等の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 児童対象性暴力等のおそれがあると認めるときは、その者を業務に従事させないなど必要な措置を講じる。 事実認定にあたっては、児童等及び加害が疑われる対象業務従事者の人権や特性に配慮しつつ公正・中立に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 法、ガイドラインを遵守し、適切に対応。
特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置	○犯罪事実確認記録等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認記録等の取り扱いについて、法令に則り、適正に管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理規程の作成。 法、ガイドラインを遵守し、適切に管理。

関連法律、指針等

- 学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和**6**年法律第**69**号） ※略して「こども性暴力防止法」
- 学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和**7**年政令第**440**号）
- 学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和**7**年内閣府令第**104**号）

- こども性暴力防止法ガイドライン（令和**8**年**1**月 こども家庭庁） ※略して「ガイドライン」

- 教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（令和**7**年**4**月こども家庭庁）
※略して「横断指針」

- 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について（令和**5**年**3**月**27**日厚生労働省子ども家庭局長通知）

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和**3**年法律第**57**号）